

## No.1 ○豊明市議会定例会3月定例会議会会議録(第3号)

平成25年3月1日

### 1. 出席議員

1番 川上 裕 議員	2番 毛 受 明 宏 議員
3番 近 藤 千 鶴 議員	4番 近 藤 善 人 議員
5番 近 藤 恵 子 議員	6番 藤 江 真 理 子 議員
7番 近 藤 郁 子 議員	8番 三 浦 桂 司 議員
9番 一 色 美 智 子 議員	10番 杉 浦 光 男 議員
11番 早 川 直 彦 議員	12番 山 盛 左 千 江 議員
13番 平 野 龍 司 議員	14番 平 野 敬 祐 議員
15番 村 山 金 敏 議員	16番 伊 藤 清 議員
17番 月 岡 修 一 議員	18番 堀 田 勝 司 議員
19番 前 山 美 恵 子 議員	20番 安 井 明 議員

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成 田 宏 君	議事課長	松 林 淳 君
議事課長補佐 兼庶務担当係長	石 川 晃 二 君	議事担当係長	馬 場 秀 樹 君
専門員	出 口 実 紀 枝 君	専門員	濱 島 早 代 江 君

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	参事兼 市民生活部長兼 健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
行政経営部長	伏 屋 一 幸 君	経済建設部長	横 山 孝 三 君
消防長	成 田 泰 彦 君	教育部長	津 田 潔 君
秘書政策課長	鈴 木 美 智 雄 君	財政課長	吉 井 徹 也 君
総務防災課長	相 羽 喜 次 君	高齢者福祉課長	原 田 一 也 君
医療健康課長	加 藤 賢 司 君	都市計画課長	野 村 芳 明 君
環境課長	土 屋 正 典 君	会計管理者	深 谷 義 己 君

兼出納室長

監査委員事務局長 前田 鑛 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

川上 裕議員

前山美恵子議員

近藤 千鶴議員

藤江真理子議員

近藤 恵子議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に1番 川上 裕議員、登壇にて質問願います。

No.3 ○1番(川上 裕議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、登壇での一般質問を始めさせていただきます。

きょうから3月です。気分も春めいてまいりました。春らしいベストを着て、質問も軽やかに有意義にいければと思っております。

今3月議会は、今年の第1回のスタートであり、また 25 年度の予算の大切な議会でもあります。

さらに施政方針にもありましたように、25 年度以降の第5次総合計画につなげる重要な議会であります。

今回は、公示、告示等の官報の掲示板と広報、総合計画に関する2件の質問で、掲示板、市長だより、マニフェスト、総合計画についてお聞きします。

23年9月議会では、広報の市長だよりの件で質問しました。また、23年12月議会では総

合計画についても質問させていただきました。

今回は、その後の進捗、今後の進め方という意味でお尋ねしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

今回のキーワードは、節度と根幹です。

最初に、豊明市の広報について。

1番、官報掲示板の位置改善について。

大府線の公道沿いに設置している市役所の官報掲示板が見にくいという指摘もあります。官報を見にくられる方は庁舎内の資料を見ていかれますが、通りすがりに見る方、関心があり時々見られる方等もおみえになります。

確かに、道路からは掲示板が植え込みの奥にあり、字も小さく、離れていて、しかも農協、商工会の建物が白く映り、光っていて見にくいです。

近隣市町を見てきました。長久手市が豊明市と同様、道路沿いの植え込み方式でしたが、道路側の近いところにあり、見るのに全く支障はありません。

他の市町はというと、東郷を除いては、庁舎玄関付近に設置されていて、見やすく景観上も問題ありません。

そこで改善策として、①簡単な方策として、掲示板の前の植え込みをなくし、近づいて見ることができるようにする。

②掲示場所を庁舎敷地内のバス停から、正面玄関に行くスロープの前に移設する等の、ほかの方法でもよいのですが、掲示板設置の義務があり、また、より市民の皆様に活用していただくためにも、実施していただくことを要望いたします。

2、「広報とよあけ」の市長だよりについて、市長だよりの記事についてお尋ねします。

23年9月の広報で、「児童クラブの無料化を、9月議会で理解を得たら10月から実施する」という記事が議会前に掲載されていた件で、私は疑念を感じて9月議会で質問しました。

そのときの答弁で、市長は「議員の意見も聞くが、二元代表制の基本は、市民の皆さんにご意見を伺うことである」と言ってみえます。

そして、「今後も、政策の方向はこうしていきたいということを述べて、広報にも載せさせていただく」と言われてみえます。

また、当時の横山行政経営部長が「広報の発行の責任については、公選法に対する抵触のチェック、他市町の状況等も確認し、市長の指示もあり発行した」と答弁されてみえます。

しかし、その後についても、前回の答弁どおり、似たような記事があり、また広報紙として私は腑に落ちないと感じていましたので、今回改めて指摘させていただきます。

一例として、昨年12月号の市長だよりの記事で、「給食食材の放射能を監視」、「桜ヶ丘沓掛線延伸は大詰め」という記事についてですが、こういったニュースは、市長だよりではなく、いわゆる担当の「市政ニュース」で知らせるのが普通ではないですか。

1月号で言えば、「12月議会への主な提言」という項目で、指定管理者制度、機構改革、任期付職員等、危険な通学路に対する対策という記事が載っておりました。

記事がスピーディーであるのはよいのですが、これも予定の段階であって、これも議会前なのに既に決まったように受け取られる可能性が大いにあり、誤解のもとになります。

市民への公表、透明性とよく言われますが、これは透明性どころか、市民に対する情報の混乱のもとになるのではないですか。広報として基本的な公正さも損なわれていると感じます。

市長が市長がと、職員や議会より前に出ているようで違和感さえ覚えます。私には、基本的なというか、常識的な節度が崩れているように思えて仕方ありません。

そこで、広報として疑問を感じますので指摘させていただきます。

①12月号の「給食食材の放射能を監視」等の記事は、市長だよりではなく、市政ニュースのページでの掲載のほうが正しいのではないですかという点と、1月号では「12月議会への提案」ではなく、決定したものを次回の広報の市政ニュースで掲載すべきではないでしょうか、見解をお聞きます。

②24年4月号、市長だよりでのマニフェストの進捗管理。

12月、1月号でマニフェスト進捗状況を広報、市長だよりに掲載していますが、そのことの見解についてお尋ねします。

③行政の進捗状況を掲載するのであれば、マニフェストではなく、本来、総合計画の推移であるべきで、また、市長だよりではなく、別ページでの掲載であるべきだと考えますが、いかがですか。

以上、3点お願いします。

続いて、マニフェストにも関連する総合計画の質問に移ります。

総合計画とマニフェストについて。

将来の都市像を考えると、何が基本であり、何が根幹になっているか、どう進めていくかが重要であると思っています。

マニフェストの関連について、23年12月議会で質問していますが、今回は第4次総合計画、年次実施計画、市長マニフェスト、部課長マニフェストとの関連性を確認していきたいと思えます。

私の勝手な推測ですが、年次計画は事業費用によっても左右されることはありますが、総合計画から年次実施計画、市長マニフェスト、部課長マニフェスト、34項目の関連を大まかに主な事業を抽出して層別してみると、1、総合計画から部課長マニフェストまでの関連がほぼとれている例として、桜ヶ丘沓掛線改良事業、高齢者社会貢献活動のボランティアポイント制、とよあけ市民大学ひまわり、まだほかにもありますが、とりあえず。

2番、市長マニフェスト優先と思われる例。

私立高校生への助成拡大、予算編成過程の公表、事業仕分けの実施等。

3番、総合計画との関連性もなく、不明確な例。

学校規模適正化。

4番、市長マニフェストと関係なく、総合計画から部課長マニフェストを設定したと思われる例。

特定健診受診率向上。

5番、総合計画、マニフェストとは関係なく、部署独自で目標を設定している部署等、いろいろな事例がありますが、何か総合計画の遂行に筋がなく、根幹がないような気がしてなりません。

今回は初めて市長と気が合いました。

施政方針でも述べられていますが、「25年度で第4次総合計画の検証作業に入り、将来の都市像を実現するための指針となる第5次総合計画の策定に着手する」と施政方針で述べられていました。

私は今回、よいタイミングで第5次総合計画について質問ができ、施政方針を述べているようで光栄であります。

そこで、以上のことから伺いいたします。

1、総合計画、実施計画、市長マニフェスト、部課長マニフェストへの展開で、整合性をとっていますか。

2番、少し早いですが、第4次総合計画も残り3年です。その進捗状況はいかがですか。

3番、24年度も前年比100人ほどの人口減となっていますが、人口動向、社会状況、環境等、さまざまな状況がある中で、「人・自然・文化ほほえむ安心都市」に向けて、第5次総合計画の策定計画はどのようになっているか、お聞きします。

以上で壇上での質問を終わります。

#### No.4 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

#### No.5 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、市民生活部より、官報掲示板の位置改善についてご答弁を申し上げます。

市の定める条例、規則などを一般に公表する方法といたしまして、地方自治法では、その公表の方法を条例で定めることとなっており、その方法として市の条例、規則で公表方法を「市役所前掲示場にて行う」としております。

掲示場につきましては、敷地内に立ち入らずとも見るように、敷地内の玄関付近の道路沿いに設置されていることが一般的であります。議員からのご指摘にもありましたように、現状、掲示場前には石垣や植え込みがあり、また距離があるだけでなく、ガラスへの光の反射や景色の映り込みもあり、見にくいものと思われま

内容が見つらいことにつきましては、市民コーナーを設置した際に、同様のものを閲覧できるようにしております。掲示物を見られた方にそのことを知っていただけるように、今後、掲示板の中に「この公告等の内容は市民コーナーで閲覧できます」との表示をするようにしてまいりたいと考えております。

また、設置場所につきましても、他市の例も参考にしながら、敷地内への移設も含めまして検討してみたいと考えております。

終わります。

#### No.6 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

#### No.7 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、行政経営部より、所管の部分のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、豊明市の広報についての①番目、12月号の「給食食材の放射能を監視」等の記事は、「市長だより」ではなく、「市政ページ」での掲載のほうが普通ではないですかというお問い合わせでございます。ご質問でございます。

広報紙の編集に際しましては、どこにどんな情報があるか、そういうことがわかりやすいように市政のページ、お知らせのページでは、税、保険年金、生活、防災安全、募集、催し、講座、その他、これらのほかに子育て、保健、文化、相談などに整理をして掲載をしておるところでございます。

「給食食材の放射能を監視」の件につきましては、市長だよりに掲載がなければ、ご指摘のとおり、市政のページに載せることが妥当な整理であると思いますが、この件につきましては、市長だよりで紹介したということで、広報紙では記事の重複を避け、次号以降に記事は掲載せず、ホームページでの検査結果の公開のみということになり、結果的に即時性を優先した形となっております。

また、1月号に掲載いたしました「12月議会への主な提案」につきましては、1月号の入稿が市議会の議決の前、市内各家庭に配布されるのが12月末の市議会の議決後となりますが、市長の考えや政策をできるだけ早く市民の皆さんにお伝えし、わかりやすい行政、親しみやすい行政を目指すということで掲載をさせていただいたものでございます。

②の24年4月号、市長だよりにマニフェストの進捗管理。

12月1日号でマニフェスト進捗状況を市長だよりに掲載しているが、その見解はということでございますが、市長マニフェストにつきましては、選挙時の公約として、市長が多くの市民の皆様とお約束をしたものでございます。

したがって、マニフェストの進捗状況については、市民の方々にお知らせすることの必要があるというようなことで掲載をしております。

③番目、行政の進捗状況を広報に載せるのであれば、マニフェストではなく、総合計画の進捗であるべき。また、市長だよりではなく、別のページでの掲載でということでございます。

第4次総合計画の進行管理といたしまして、平成18年度から毎年、行政評価を実施しております。

行政評価につきましては、データが膨大であるため、現在のところ市のホームページ上でのみの公開としておりますが、議員がご指摘のとおりであると思っておりますので、行政評価につきましても、できるだけコンパクトな形にして広報紙に掲載することを考えてまいりたいというふうに、このように考えております。

続いて、総合計画とマニフェストについての問いの1番目、総合計画から年次実施計画、市長マニフェスト、部課長マニフェストへの展開で整合性がとられているかというご質問でございます。

これにつきましては、総合計画は市が策定いたします都市マスタープラン、環境基本計画、障害福祉計画などなど、全ての個別計画の基本で、最上位計画に位置づけられている行政の総合的な計画でございます。

中期的、10年間でございますが、中期的に本市が目指す将来都市像を実現するためのまちづくりの基本ということで、相当な時間をかけ、経費もかけて策定をしたものでございます。

それに対して市長マニフェストは、選挙の際に、候補者が任期中の4年間に果たす具体的な施策を宣言した、市民との約束事ということでございますので、総合計画に明示がない事項についても、並行して実施をしていくべきであるというふうに考えております。

部課長マニフェストは、総合計画、個別計画、市長マニフェストから、単年度に重点的に推進すべきと考える施策、または事業でございます。その目的は部課長マニフェストの策定を通じ、政策の方向性を確認し、組織目標を共有することで、職員の一体感を向上させ、集中的かつ主体的な取り組みを促進し、政策推進のスピードアップ、それと目標達成の確実性を高めるものでございます。

総合計画から市長マニフェスト、部課長マニフェストの整合性についてでございますが、石川市長の市長マニフェストは、減税など市民負担の軽減については総合計画では考えられておりませんが、他のマニフェスト事項について、総合計画に相反するものではなく、その実行により総合計画に貢献するものと考えております。

都市景観を含めたまちづくりなどについては、議員のご指摘のとおり、総合計画から市長マニフェスト、部課長マニフェストに至るまで一貫をしております。

市長マニフェストを優先とした私立高校生への助成拡大、予算編成過程の公表、事業仕分けについても、個々の事業としては総合計画に明示はされておりますが、総合計画が目指すべき将来像に相反するものではなく、総合計画の遂行に貢献するものと考えております。

総合計画から部課長マニフェストを設定したものについては、市長マニフェストとの関連性はないが、最上位計画である総合計画を推進するものであると考えております。

総合計画からの関連性が不明瞭な例として示された学校規模適正化については、総合計画の主要事業とされており、さらに第4次総合計画の基本理念である「協働で創るしあわせ社会」の実現を目指し、市政全般にわたる改革について、広く市民から提案を募集した「アイデア五輪」で金賞になったというものでございまして、総合計画を推進するものであると考えております。

総合計画とは関係なく、部署単独の課題を設定した部課長マニフェストについてでございますが、総合計画は市の目指すべき将来像を実現するために必要な施策及び事業について記載したものでございまして、行政が当然にしてやるべき業務、もしくは取り組むべき事項については記載がされておられません。

また、法の改正によるものや、権限移譲によるものなどが部課長マニフェストに設定されているもので、総合計画、市長マニフェストとは関連ありませんが、重要な事項と考えております。

2番目のご質問で、少し早いですが、第4次総合計画も残り3年です。その進捗はどうかお聞きしますということでございます。

平成18年度からの第4次総合計画では、252項目の成果指標を掲げてスタートいたしております。それぞれに前期目標と後期目標を設定し、中間見直し実施時に各項目の前期目標達成状況を確認いたしました。

達成項目は121、達成率は約48%でございました。

中間見直し時に策定時からの状況変化などを加味し、指標の追加や、目標数値の変更を行いました。

後期目標の達成に向けて各事業を進めておるところですが、残り3年となり、さらに目標への推進を図るため、経営戦略会議等で進行管理を行っていきたいというふうに考えております。

そして最後のご質問、平成24年も100人程度の人口減となっておりますがという、その後のご質問でございます。

平成23年の地方自治法の改正で、基本構想の策定が地方自治法上の義務づけではなくなりましたことから、総合計画作成が義務ではなくなっております。

しかしながら、川上議員がご指摘のとおり、人口動向、財政など、拡大から縮小へと環境が変化していく中で、豊明市が将来にわたり歩み続けていけるまちの道筋を明確にし、その実現に向けて、市民の皆さんと行政が一緒になって、ともに取り組んでいくための共有する目的が必要と考えます。

そのため、今回の総合計画条例案を提案させていただいております。そちらのほうのご審議はよろしく願いいたします。

総合計画の策定は、25年度から3カ年にわたって、市民の方々に参加をいただきながら



協働で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### No.8 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

川上 裕議員。

#### No.9 ○1番(川上 裕議員)

それでは、お願いします。

まず、官報掲示板の移設についてですけれども、ご答弁では、移設も含めて検討していただけたということによろしいですか。

では、お願いいたします。

これは、ある人は見にくくてカメラで撮って行って家で見るという方もみえたんです。私のお聞きした中では、3人ぐらいの中でお一人だったですけど、そういったことで、市民目線で誠意と愛情を持って、ぜひ対処していただきたいと思います。

これは、副市長は3階にみえるので、市民目線から、上から目線になっているかなという気がしておったんですけれども、今のお答で安心しましたので、よろしくをお願いいたします。

それから、2番の広報とよあけの市長だより、これは私なりに調べました。今、答弁いただきましたけれども、この項目は広報のプロである副市長にちょっとお伺いいたします。

ちょっと前置きが少し長くなりますけれども、お聞きください。

私は市長と違いまして、交友関係は広くないですけれども、先日、愛知県弁護士会の元副会長の弁護士の方に聞いてきました。

全国を飛び回っていますので、各地の市長も、広報についてもご存じの方です。豊明の市長だよりを見て、こういう市長もみえるのかなと唖然としておみえになりました。

23年の議会で横山部長が言われたように、確かに法的にはクリアしているようです。

しかし大事なことは、やはり市長としての節度だと思います。「あの有名な河村市長なら『そんなことしたらあかんがや』と言いそうだ」と言っていました。

その河村市長でさえもそうですが、「神田元県知事も、そういう点は相当気を遣って節度を持っている」と言ってみえました。

広報は市民のためにあるもので、決して為政者や行政マンにあるものではないんです。大切な税金での広報作成費も年間、今1,200万ぐらいですか、その1ページでも減らせば年間30~40万ほどの節減にはなるかと思います。

また、前回の横山部長の答弁で、「他市町も確認して市長の指示もあり」と答えられています。

そこで、私なりに他市町の市長だよりを確認しました。きょうちよつと持ってきていますけれども、みよし市は「市長コラム」、日進市は「市長のそよ風便り」、東郷は「あやめ日記」、市長のその時々々の所感、思い等を半ページぐらいで載せてみえます。

大府は、年頭の挨拶だけで、ほかはありませんでしたけれども。

そして、みよし市、日進市では、その同じページ、あるいは別ページを使って、市民の声を聞くという形での市民からの提言と回答、あるいはQ&Aとして載せていて、市民とのやりとりをしています。

このような手法が適切な公開であり、市民参加ではないでしょうか。

そんな中、マニフェストについて述べてみえる、みよし市の久野市長がおみえになります。

久野市長は、任期の最終年になるのですが、12月議会の挨拶で、自分のマニフェストについて進捗等を述べてみえます。

そしてその記事は、広報の中の「議会だより」の挨拶の中で掲載しているわけです。

何でも他市町を参考にしろと言っているわけではありませんけれども、こうして見ると他市町の市長さんは品位と節度を感じます。

市長は私同様、優しい人間ですので、つい親切心が出てしまうのかもしれませんが、何でも公表だ、透明性というのではなく、その中にも節度と根幹が大事なのではないのでしょうか。

私なりの一方的な検証ですので反論もあるかと思いますが、ここは総括して、広報のプロとして、豊明にも慣れてきたかと思われ、副市長の見解をお伺いします。

#### No.10 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

#### No.11 ○副市長(小浮正典君)

では、議員の質問にお答えします。

市長という役職は、政治家という側面はあります。

ただ一方で、選挙を通して市民から選ばれて、この豊明市の市役所というこの自治体を統括して代表する執行機関のトップでもあります。

広報紙を通して市長の考え、あるいはマニフェストの進捗状況も市民にお伝えするという事は、市民への情報提供としても、非常に重要なことだというふうに考えております。

しかも、石川市長の考えは、基本的には「新しい公共」、あるいは市民協働を進めるということが基本的な考えにありますので、そういったことの一環でこの「市長だより」というのを掲載しているというふうに私も考えております。

以上です。

No.12 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.13 ○1番(川上 裕議員)

副市長も市長に感化されてきた。

(発言する者あり)

No.14 ○1番(川上 裕議員)

今のお答えでいきますと、今までのやり方でやっていかれるという解釈でよろしいですか。

No.15 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.16 ○副市長(小浮正典君)

先ほど多分、議員の質問の中でもあったと思うんですけども、市民の方に、例えば議会の議決が必要な事案について、それがあたかも決定しているかのような表現がある、そういったことがあれば、それは非常に問題だと思います。

ただ、私が見ている限りは、そういったことはなくて、今後そういったことで議会で審議されるとかいった形になっているかと思えます。

そういった表現については、これから我々もチェックしながら、市民の皆さんに情報提供したいというふうに考えております。

以上です。

No.17 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.18 ○1番(川上 裕議員)

先ほどの12月議会への主な提案ということで1月号に載っているということで、先ほど伏屋部長から、早く皆さんにお知らせすることがということで、載せられたというご回答を聞きましたが、それはそれでよろしいですね。

それで、このタイムラグですけれども、12月議会が終わってすぐ1月号にこれ載せれるん

ですか。そういう期間というか、時間的に載せれますか、前からもう用意しておったんじゃないんですか。

言っている意味、わかります、わかりませんか。

No.19 ○副市長(小浮正典君)

わかります。

No.20 ○1番(川上 裕議員)

そこを言っているんです。

やっぱり正當にやってほしいんですよ。何か気持ちはわかるんですけど、今、副市長が言われましたように、市民への連絡とか、報告とかいうのは早くしたいというような気持ちはわかるんですけども、そこを逸脱してまでやることなんでしょうか、再度お聞きします。

No.21 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.22 ○副市長(小浮正典君)

今、私この1月号を持っております。

これは、「12月議会への主な提案」として掲載されております。12月議会については、議員の皆様で審議いただいた結果、いずれの議案も可決されているかと思えます。

もし、これ12月議会への提案という形で掲載されていますので、これがもし可決されてなければ、いずれかの広報紙のところで、「これは否決されました」ということを明記しないとイケなかったと思えます。

そういったことがなかったのも、それが掲載がそのままになっているという形だと思えます。

タイミングの問題ですね。タイミングの問題としては、これは議会が終結する前に出している形になっています。

ですから、これは12月議会への主な提案という形で、12月議会で可決された事案という形にはなっていないということだと思えます。

以上です。

No.23 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.24 ○1番(川上 裕議員)

そもそも、予定のものを載せるということが、そもそもおかしいということを言っているのであって、今のその時期的なこともありますけれども、それはそのお話で、今ご回答でお聞きしておきます。

次に、総合計画のほうへ入らせていただきます。

先ほど整合性のところでお答えいただきました。

私も一つひとつツリーを見て、例えば桜ヶ丘沓掛線が総合計画にあって、実施計画書にあって、市長マニフェストにあって、部課長マニフェストにもあって、これ優等生な目標ですよ。

そういうことでやられているかどうかというのが、一番知りたかったわけです。

私なりのツリーを描いてみますと、34項目部課長マニフェストがありますけれども、約、甘く見て8割ぐらいは何らかの整合性がとれていると。先ほど部長が言われましたように、今後のことを考えたという解釈をとれば皆、当てはまっていくということにはなりません。

しかし、辛く見ていくと6割ぐらいですか、例えば、先ほど部長もお話になりましたのでわかってみえると思いますけれども、学校規模の適正化についても、そういった総合計画にあるけれども、この市長マニフェストになくても、部課長マニフェストになくてもということが、学校規模の適正化ではまずあると。

それから、市長マニフェストの優先と思われる例、予算編成過程の公表、私立高校生への助成拡大についても、特にうたってはいるけれども、豊明市としての将来を見ていくと、これはちゃんとその整合性がとれているんじゃないかというご答弁でした。

そういうふうに解釈すると、全部、全部とは言いません、だから8割ぐらいは整合がとれているんです。

問題は、市長マニフェストが出てきたことにより、そういった根本、総合計画の根本、あるいは部課長マニフェストの根本が、基本が崩れていくということは、それはある程度仕方がないことだと思います。

ですから、先ほど副市長もご答弁されておりました。市長のマニフェストですよ、公約、選挙公約のマニフェストですので、それはそれで認めないといけないであろうと。

それは、当然そこはわかりますけれども、であれば、その途中でもいいので、総合計画と市長マニフェストと、こことここがどうだという突合をするぐらいのことをしてやるのが本来じゃないですか。それが本当の情報公開だと、透明性だと、私は理解しているんです。

何でも発表するんじゃないかと、そういうところでちゃんと突き合わせをしていくのが本当の情報公開であり、透明性だと思うんですけれども、その点はいかがですか。

No.25 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.26 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議員がご指摘のとおりであると思います。

今後、発表してまいりますときには、総合計画とマニフェストの関連性、どのようなことで関連しているのかということ、市民の皆さんにわかりやすく関連づけて、発表のほうをしていきたいというふうに考えております。

No.27 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.28 ○1番(川上 裕議員)

それでは、次へ行きます。

昨日も議論がありましたけど、年次実施計画の件ですけれども、これは1～3年の工程表でローリングシステムを採用しているということですが、実施計画の事業費が少ないものは、事業に上がっていないという解釈でよろしいんですね。

それで、上がっているものは、3年のシステムでこうやって見直しをしていくと。

6次、7次、8次とちょっと見てみましたが、単純にはめ込んである計画のものもあれば、その桜ヶ丘沓掛線みたいに買い取りをどこでやるんだ、設計をどこでやるというようなことで、入れかえをしているということも確かにやられております。

しかし、そこに上がってこないものは、それじゃ総合計画にのっかって、実施計画の基本設計ですか、基本設計の実施要領のところには上がっていません。そういうものはどこでどうやって計画が進められるのですか、お聞きします。

No.29 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.30 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

実施計画に上げられるものということになりますと、予算金額が500万とか1,000万円というふうに決まっております、それ以上のものを集計していくというのが実施計画でございます。

一方で、議員がおっしゃったように、数字の小さいものですね、300万円とか400万円とか、ところによっては50万円とかという新規事業や臨時の事業等々ございますが、その辺につきましては毎年、財政課のほうに9月の初旬に新規臨時事業ということで、各課が総

合計画に基づいたり、新たな施策の方向性でやらなければいけないというふうに計画をした事業について、財政課のほうに要望して、11月の予算査定のときに新規事業、臨時事業として査定を受けるという、そういうシステムでやっております。

No.31 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.32 ○1番(川上 裕議員)

それでは、実施計画はそういうことで、次に目標管理のほうへ行きます。

部課長マニフェストですけれども、現在は昨年から始められまして、テストラン的というか、試験段階的な形で導入したという解釈でよろしいでしょうか。

No.33 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.34 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

まあ1年目ということで、まだまだやり方等も改良があるというふうに私どもも思っております。

現在、部課長会で部課長マニフェストの進捗状況等も話し合っておりますが、まだまだ直すところがあるということで、試行ということでいいかと思えます。

No.35 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.36 ○1番(川上 裕議員)

私、人間が小さいものですから、言葉が物すごく気になるんですよ。

そもそもマニフェストとは、政権公約だとか政党公約のことですよ、そうですね。

部課長の目標でマニフェストって使うのはどういうことなんですか。耳ざわりがよくってパフォーマンス的で、それはいいんですけども、庁舎内よりも外部へ発信しているような気がして仕方がない。

部課長マニフェストの目的は、概要では「重点的に推進すべき施策を対象に、3点を目的としています。1、透明度を高める。2、達成度、進捗度を高める。3、執行責任の明確化」とありますが、透明度を高めるのは、二次的な効果はあるかもしれませんが、それが部課長マニフェストの目的になるんですか。

何か根幹がちょっとずれているような気がしておるんですけども、その点をお聞きします。

それともう一点、続けてですね、目標管理とすべきじゃないですか。たしか6月の広報だったと思います。市長だよりでは、「目標管理を導入して研修も受けた」ということで、広報にも載っておりました。

それが知らない間に、先ほどの部課長マニフェストにも載ったと。そのいきさつと先ほどの件を、透明度の件をお聞きします。

#### No.37 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

#### No.38 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

「部課長マニフェスト」という言葉で、市民の方にわかりやすくというようなことでやらせていただいております。

目標ですが、やはり総合計画においてもそうなんですが、各部課長がしっかりとした当該年度、さらには次年度、2年後を見据えた施策の推進をしていかなければなりません。

そういった意味で、きちつきちつと毎年目標を掲げて、みずから掲げてそれを公表することによって、市民の方からも理解を得るし、市民の方から進んでないじゃないかという、そういうご批判も受けながら進めていくと。

そういった職員の1つの意識改革で、市長が掲げられているマニフェストの1つとして、こういったことを実施しているということで、議員がおっしゃられるように、目標管理の制度の1つであるということであります。

以上です。

#### No.39 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

#### No.40 ○1番(川上 裕議員)

まず、会社でもそうですけれども、社員、あるいは市役所で言えば職員の方たちが、全部が目標を共有するということが目的ですよ。そのために目標管理をやるわけですよ。外へ発信するためにやるわけじゃない。

それは効果としてはもちろんありますけれども、そこら辺をお願いしておきます。答弁は要らないです。

それから、次へ行きます。



そういったマニフェスト等いろいろありますけれども、総合計画の策定経緯として、第4次総合計画は平成15年から、市民意識調査に始まり、ワークショップ、プロジェクトチーム、総合計画審議会と、約3年にわたり策定されております。

私も17年、区長時代に、多分ワークショップだったかですかね、参加させてもらいました。

また、後期総合計画も同様に、平成22年に市民会議、総合計画審議会7回を経て策定されています。

かように、市民も含め莫大な時間、労力、費用を要し策定されているわけです。多分その委託先には、総合計画作成費として約2,400万ぐらい、その他ワークショップだとか、視察だとかいったもの、事務局費だとか含めまして約2,500万ぐらい、約5,000万弱の経費を使っているわけですよ。

別にこれ、市長のマニフェストが悪いとか言っているわけではないですけども、そこら辺のお金を使っていて、その市長マニフェストの関係で経費はどのようにしているか、下手に、無駄にしているということまでは言いませんけれども、その5,000万というお金を使ってどうやってやっているか、どうやってこれから進めていくのか。

この10年間に、1年間当たりになれば500万ですけども、500万ばかり大したことないと言えば大したことないんですけど、そういった計画とお金を投資しているわけですよ。

そういったことも考えていただいているかどうか、その認識があるのかどうか、お聞きします。

#### No.41 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

#### No.42 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

総合計画について、議員がおっしゃるように、委託料で2,420万ほど、その他の経費で、いろいろな講演会だとか、ワークショップだとか、おっしゃったとおり約2,500万ございまして、合計で4,946万円、約5,000万かけてつくった大事な計画でございます。

これにつきましては、ご存じのように行政評価もしておりまして、成果指標も先ほど申し上げた二百幾つの成果指標があり、さらに420余りの行政評価制度を用いた検証を毎年しております。

しかしながら、事業の中には、当然のことながら総合計画でございますので、やれる計画ばかりを書きおけるわけではなくて、相当やっぱり経費が要ったり、相当努力しないとハードルが越えられない、北部、南部の開発でもそうでございますが、いろんな規制があるというようなことで、そういったものについて、なかなか実現しないというようなことがあるのも事実でございます。

そういったことも含めて、先ほど申し上げたように部課長が先頭になって、目標管理として、総合計画にある事務事業を実施できるように仕向けていくと、それを情報共有してやっていきたいというふうに我々も考えております。

以上です。

#### No.43 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

#### No.44 ○1番(川上 裕議員)

わかりました。

では、次に行きます。

市長は、過去の私の質問に対しても、またいろいろな場所で豊明の将来に関することでよく発言されている言葉に、今回の施政方針でも述べられていますが、「成熟した住宅都市」、「若者が住み続けたいまち」、「新しい公共」、最近では「豊明いいところ再発見・創造」、それから「市民自治・地域主権」という言葉をよくお使いになられておみえになります。

私のイメージでは、これらの言葉から推測して考えてみると、成熟した住宅都市というのは、もう現在でも確かに豊明は交通は便利であり、自然の豊かさもある、ある程度もう成熟しておるんじゃないか。

若者が住み続けたいまち、若者が減っている中、子育て支援の充実を昨年度からでも図りつつありますよね。

新しい公共、情報公開による市民参画、自助、共助を高めるというような言葉でお使いになってみえます。

豊明いいところ再発見では、花き市場、桶狭間を生かす等々のお話もあります。

市民自治、地域主権をということでは、民間、NPOの活用というようなことも言ってみえます。

こういう言葉から感じますと、現在の豊明のままでもそこそこいいのではないかと、将来の構想というのはどこからかと余り見えてこない。

施政方針の中でも言われてみえましたけれども、「次世代へのまちづくり」というような言葉が出ております。

この成熟した住宅都市、若者が住み続けたいまち、自主財源を確保するためにどうしていくかというようなことの中で、どういった都市づくりをされていくのかが、イメージ的に見えてこない私は思っているんですけども、そのような認識をしてみえると解釈して、そのようなというのは、今のままでもそこそこいいのではないかというような認識になっているのか。

あるいは、いろんな側面的な福祉政策だとか、子ども手当だとか、子育て支援だとか、い

ろんなことがありますけれども、そんな認識で解釈をしてよろしいのかどうかということをお聞きします。

No.45 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.46 ○市長(石川英明君)

え一つとですね、将来像が見えてこないというような今言い方をされたんですが、私自身はこの2年間就任をして、昨年の「豊明のいいところ再発見」ということですね。

今、川上議員が言われたように、その潜在力、ポテンシャルは、相当やはり私はこの豊明はあるのではないかなと思っているんですね。

ただし、そのことがまちづくりの中に本当に生かされているかということなんですね。

ですから、その潜在力を、これからまちづくりの文化も、歴史も、生活も、その中の福祉やあらゆる視点から、やはり皆さんが実感できる政策を立案していく。

商工1つでも、まだまだ商店が本当ににぎわいがあって、活気があって、豊明のここの商店の名物が何かということが、全国に発信ができるようなふうになっている部分もあるかもわかりませんが、もう反面、シャッターが閉まっておって、徐々に発展会等が少し元気がなくなっているということもあるわけです。

そうしたことが一つひとつの分野で整理をしていったときに、やはりそのポテンシャルがまだ生かされていない、そこがいろんなところで、昨日も言いましたよね。20から60の世代が500人ぐらい減っていくということは、ここに住み続けたいというような気概よりも、他市町のほうが魅力があって出ていくような現象があるとしたら、そのことをこれからまちの政策の基本にする、それが「成熟した住宅都市」という言葉で私自身は位置づけていきたいということです。

そのための具体的な施策として、ポテンシャルを生かすためにあらゆる分野でこれから魅力ある政策を打ち出すということを考えております。

具体的なものは少し述べてはいませんが、考え方はそういう形で進めていきたいというふうに思っています。

以上であります。

No.47 ○議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.48 ○1番(川上 裕議員)

もう少しそのところで議論をさせてほしいんですけども、時間が少ないので、本来であれば、今のその潜在力、まちづくり、そういったところをもう少し一段下げて、具体的な構想をお話ししていただければいいのかなと。

もう、ちょっとずつ飛んじやった意見になりますけれども、例えば今ちょっと話題になっております尾張何とか何とかとか、「名古屋市に合併したら、もう今、豊明市は何にもせんでもいいじゃないか」とか、そんな声も聞こえてくるんです。

そんなことでいいんですかと、合併するにしても、仮にどっかと合併するにしても、豊明市はこれだけの力を持っているんだということをつくった上で、いろいろ動かないとだめでしょう。そんなふうに見られている人もいます。

そういうふうにならないためにも、何か構想、まちづくり構想だとか、そういったものをつくっていく必要があるんで、早くそういったところを決めていただきたい。それが総合計画につながっていくんじゃないですか。

それはどっかの重点政策、例えば経済建設のほうに重点がいくんだしたら、そこを重点管理するとか、そういった総合目標を立てるだとか、そういうことになっていくだろうと思うんですよ。そういう動きがなかなか見えてこない。

次に今度、第5次計画をつくるにも、また5,000万使ってやるとかいうような話になるのか、よくわかりませんが、そういったところをよく詰めていただいて、多分、25年度は市民調査アンケートですか、何かから始めるんでしょう、前回のあれからすると。

まずその前に、役所の中でこういった構想を持つんだという構想を持ってなければ、そんな意見を幾ら聞いたって一緒じゃないですか。そこをちゃんと押さえてほしいんですよ。それを言っているんです。

だから、何でもかんでも市民に聞くじゃないんですよ。聞くことは聞いていいんですよ、いいんですけど、自分たちの構想がなければ、何も周りができないじゃないですか。

というふうに私は解釈しておりますので、時間がありませんので、このことはお聞きしませんけれど、私の考えとしてはそう思っておりますので、次回の5次総合計画に少しでも反映していただければというふうに解釈しております。

そこで、最後をお願いすることですけども、大事なことは将来の都市像を明確にし、企画政策課も独立したことです。企画力、それから自主財源に強い財政運営の両輪で総合計画を立案し肉づけをして、その企画、財政で推し進めていただくぐらいの計画が欲しいです。

莫大な総合計画策定費用を無駄にしなくて、第5次総合計画策定に大きな期待を持って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

#### No.49 ○議長(安井 明議員)

これにて、1番 川上 裕議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時57分休憩

午前11時7分再開

No.50 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

19番 前山美恵子議員、登壇にて質問願います。

No.51 ○19番(前山美恵子議員)

では、議長より発言の機会をいただきましたので、壇上より質問をさせていただきます。まず、1つ目の質問、国や県の社会保障制度後退から市民を守る施策を求めて質問をいたします。

政府は、1月18日の社会保障審議会生活保護基準部会と、23日の社会保障審議会生活困窮者の支援のあり方に関する特別部会が報告書をまとめました。

その内容は、今年の8月から生活保護基準の引き下げを行い、扶養や就労の強要などを含む生活保護法改悪案を示し、通常国会に提出をすることとしています。

生活保護は、「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたわれ、病気や障がい、収入減、失業など、生活に困ったときの最後の命綱と言われるのが、生活保護制度であります。

改悪案では、保護の中の生活扶助の基準額と、そして期末一時扶助を削るというものが示されていますが、これが実施をされますと、まず夫婦と子ども2人の場合ですと、月額2万円も減額になってしまいます。

また、子どもが多いほど引き下げ率が大きく、子育て世代を直撃することとなります。

この点では、深刻な問題が発生をしますので、国に対して撤回を強く求めていただきたいと思えます。

さて、保護費引き下げが各種制度に影響を与え、多くの市民が影響を受けることとなります。特に社会的弱者にしわ寄せが出ることになるので、その対策が必要となり、質問を用意いたしました。

1点目として、政府がこれに加えて受給抑制策として検討をしている内容が、生活保護利用者のうち就労可能とされた人は、たとえ賃金が低額であっても、一旦就労することを基本に据えることとしています。

さらには、利用者の扶養義務者に対し、福祉事務所の判断で扶養が困難な理由の説明を求めることなど、生活保護の適正化、締めつけを強める内容になっているのは重大だと思われま。

このようなことが行われれば、生活保護の申請拒否、却下、打ち切りがさらにひどくなることは明らかで、必要な人が生活保護制度から締め出されてしまうことになると思います。この点について当局の見解を求めるものです。ご答弁ください。

2点目に、生活保護基準の引き下げは私たちの暮らしに大きく影響をしております。生活保護費を最低基準として、住民税の非課税基準や、医療や福祉の減免やサービス後退につながっております。

中でも、就学援助制度も保護費を基準として、これが引き下がることによって影響を受けます。

本市では、準要保護基準、これが保護費の1.2倍になっておりますが、厚生労働大臣は「保護基準の引き下げが就学援助にも影響が出ないように、文部科学省と調整がしたい」と言っており、文部科学大臣も「受けられない人が出ないようにしたい」と言っております。しかし、「その判断は自治体に任せること」と発言をしています。

ですから、本市の判断が重要になってきますので、この見解についてお聞かせをください。

3点目に、愛知県の問題として、大村知事は子どもや障がい者、母子・父子家庭、高齢者などの医療費無料制度に、一部負担金や所得制限の導入を計画している問題です。

大村知事は、来年度の予算に次世代産業として、愛知が航空宇宙産業の世界的集積地を目指す戦略構想を打ち出しております。ここに予算を集中させ、公共事業費を増額させる。そういう反面、県民のこの福祉医療制度の切り捨てを行おうとしているのです。

我が党が2月13日に大村知事に対して、福祉医療制度改悪を導入せず、医療費無料化を維持、拡充するよう申し入れを行っております。

県民の方々にも、この愛知の福祉のシンボル、医療費無料制度に対する大改悪を阻止する運動を、ともにするよう呼びかけをしたところであります。

このことでは、名古屋市長も「福祉を削るのはけしからぬ」と県を批判しておりますが、この問題で現状はどのようになっているのでしょうか、導入がされるとどのような影響が出てくるのでしょうか。また、豊明市ではこの問題でどう対応されるのでしょうか、お聞かせをください。

2つ目の質問に入ります。

コミュニケーション支援事業の派遣対象事由の拡大を求めて質問をします。

聴覚、言語機能、音声、その他の障がいのため、意思疎通を図ることができない障がい者に、手話通訳者や要約筆記者を派遣する制度にコミュニケーション派遣事業がありません。

本市の支援事業の派遣対象事由とされるのは、聴覚障がい者が公共機関、医療機関等、社会生活上必要な用務等を行うときや、社会参加の促進に資すると認められる会議や催事の参加等に限定されています。

しかし、聴覚障がい者の生活もさまざまであり、障がいがあることによって、時には不自

由を感じることも多々あると考えます。

たまたま他市で、家族の葬儀のために通訳者が必要となり、派遣を依頼したけれども、対象とならないとして受けられなかったということを知りました。

近隣では、冠婚葬祭の手続等の場合、通訳する家族がいない場合などについては、可とする判断をしているところもあるようです。

本市の場合、このケースについては、要綱にはめると対象とはならないようですが、この機会に聴覚障がい者に対する支援事業の派遣事由の拡大を図ってはどうか、ご答弁ください。

3点目の質問に入ります。

人間らしく働くことができるように公契約条例の制定を求めて質問をします。

公契約とは、国や自治体が公共事業や業務委託などを発注するときに結ぶ契約のことで、その際、人間らしく働くことができる労働条件や、一定額以上の賃金の支払いを入札、契約の条件として定めるものが公契約条例ですが、自治体では千葉県の野田市や、そして川崎市、多摩市などが制定をしております。

県レベルでの導入はまだであります。こうした中、愛知県知事が全国初の県条例制定に前向きな姿勢を示していると言われ、来年度の予算に研究会費用を計上したと聞いております。

また、日本弁護士連合会でも、23年に公契約法、公契約条例の制定を求める意見書を出しています。

この公契約というものが、どうしてこのように注目をされているかと言いますと、長期化する不況の中で、この公契約が地域経済の活性化につながるという理由からであります。

今、地方自治体では、新自由主義的な構造改革によって、予算の縮減や市場化、民営化などが促進をされ、公共調達や入札の競争化が促進をされてきました。

このような新自由主義的な構造改革が進むと、この逆の負の波及効果、これも強くなっていくということでもあります。

これは一例ですが、東京都世田谷区ではこのようなことが起きています。

区から委託された学童保育指導員の賃金では生活ができないため、他の産業に移らざるを得ない職員が後を絶たない。

老人施設に働く職員も、職業資格を有しているにもかかわらず、低賃金で離職せざるを得ない、そういう事態があることがいっぱいあったそうであります。

これの背景には、公共調達、入札に過剰な競争的圧力や、財政削減のために圧力が加わった構造的な問題があるとのことでした。

これが公共部門、そして民間部門ともワーキングプアを拡大させることになり、これが自治体の担税力を低下させ、地方財政力を引き下げるといった悪循環をもたらしているということです。

このことを考えると、この不況の中で仕事を確保するために、公共事業や委託契約で

は、とにかく仕事をとの思いから低価格で入札し、その結果、そこで働く労働者がしわ寄せを受ける状態が進んでいるということがうかがえます。

今、本市でも、公共工事に限らず指定管理者制度が導入されることとなり、本市でもワーキングプアが拡大されることになりはしないか、危惧しているところであります。

この機会に、公契約条例を考えていく必要があるのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

最後の質問です。

開発等事業に関する手続条例について質問をします。

マンション建設に絡む事業所と住民とのトラブルも出ています。

本市の場合、中高層建築物等の建築に関しては、指導要綱で規制をかけていますし、多くの自治体でも開発指導要綱により規制をかけているところです。

開発指導要綱では、開発情報を事前に公開することや、事前説明会を義務づけていますが、要綱が行政内での内規であるため、法的拘束力が弱く、開発指導要綱による行政指導では限界が出ていることから、自治体は指導要綱という法的に危うい制度ではなく、条例として定めるようになってきました。

その1つの例として、日進市で開発等事業に関する手続条例がつくられています。

まず、近隣住民への説明会開催であります。説明会が義務づけられており、説明会を行わなかったとき、または説明が十分でなかったりしたときに、市長に対し開催するよう請求ができ、市長も業者に説明会を開催するよう請求ができることとしています。

また住民は、開発事業に対する要望を有する場合には、市長に対して提出することができ、市長は事業者へ送付をして回答を受けることとしています。事業に伴うトラブルに関しての紛争調整の仕組みも設けてあります。

本市では、マンション建設計画が持ち上がると、中高層建築物等の指導要綱では、開発業者に事前説明を行うことになっていますが、業者も面倒なことは避けて戸別に当たり、中には留守宅にはポストにポストで済ませ、住民の強い要請がなければ説明会も開くことなく事が進んでしまうわけです。

住民にとっては、突然降って沸いたマンション建設で、説明会開催までに、まず大変な労力をかけなければなりません。

ただ、条例だからといって、開発事業が適法であるというものではありませんし、建築基準法や都市計画法に基づき許可しなければならない開発に対しては、この条例を盾にして不許可にするということはいけませんので、このことについては指導要綱と同じであります。

しかし、指導要綱が単なる行政の内規であるのに対し、条例は議会で議決をされた法令の一種であるという重みがあるわけです。これに従わないということは、その自治体の総意に反するということにもなるのです。

以上のことから、開発行為を指導するに当たり、要綱から一歩進めて手続条例化を目指



していただくよう、ここに求めるものです。ご答弁ください。

以上で、壇上より質問を終わります。

#### No.52 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

#### No.53 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より3点につきまして、順次ご答弁を申し上げます。

まず、国や県の社会保障制度後退から市民を守る施策のうち、生活保護の関係につきましてお答えをいたします。

生活保護法は、「国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としており、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別、平等に受けることができる」と規定がされております。

生活保護の世帯類型別被保護世帯でその他世帯、これは稼働年齢層の18歳から64歳であるにもかかわらず、就職ができない被保護者であります。このその他世帯がリーマンショック後増えていることを受けて、生活保護受給者の就労、自立の促進の見直し及び人気お笑い芸人の母親の生活保護受給をめぐる報道を機に、扶養義務調査等の調査権限強化等が新聞等で報道されております。

しかしながら、まだ国・県からは通知はなく、詳細については把握をいたしておりませんが、今後も法の趣旨に沿って、必要な人が生活保護を申請し、受給できるように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、福祉医療の関係でお答えをいたします。

福祉医療制度は、子ども、障がい者、母子・父子家庭、後期高齢者の障がい者の方などが安心して必要な医療を受けられるよう、医療保険制度における自己負担分を公費で支給するものであります。

対象者に助成をするのは市町村ですが、県は、補助対象の範囲内で市町村の支出した費用の2分の1を補助しております。

今回、愛知県は、行革大綱に係る重点改革プログラムの中で福祉医療制度の見直しを検討しており、平成26年度から一部負担金の導入、平成29年度から所得制限の導入を検討いたしております。

現在は、各市町村の課長レベルへの説明会が終わり、今後は首長への説明、医師会、歯科医師会、薬剤師会への説明を終え、同意を取りつけた上で、平成26年度の実施を考えております。

一部負担金導入の案は3つ示されておりますが、最も減額幅が大きい案は、通院1回当

たり 500 円、入院1回当たり 100 円の自己負担を求めるといふものであります。

本市への影響額を試算いたしますと、年間で 2,000 万円を超える県補助金が減額になると推計されます。

平成 23 年度における福祉医療費の県補助額は2億円程度でありまして、その 10%が削減されることになり、財政状況に大きな影響を受けることとなります。

本市におきましては、従前より愛知県市長会を通じ、福祉医療制度を堅持するよう要望をいたしております。

さらに、子ども医療費におきましては、市民や議会の強い要望、市長マニフェストで拡大をしてきた経緯もあり、県の福祉医療制度を維持していくことを、引き続き強く要望をしております。

最後3点目、コミュニケーション支援事業の派遣対象事由の拡大についてお答えをいたします。

コミュニケーション支援事業とは、聴覚障がい者に対し、必要に応じて手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、コミュニケーション、情報の取得等について支援をする事業であります。

現行の要綱では、派遣対象事由といたしまして、聴覚障がい者本人に対して、公共機関及び医療機関等においての社会生活上必要な用務等、社会参加の促進に資すると認められる会議及び催事等、また、団体等が主催する行事で、参加することが聴覚障がい者の社会参加の促進に資すると認められるときと規定されており、冠婚葬祭への手話通訳者の派遣は対象にはなっておりません。

しかしながら、この平成 25 年4月1日施行の「障害者総合支援法」におきまして、市町村が実施する地域生活支援事業に、意思疎通支援を行う者の養成及び派遣が市の必須事業となるなど、今後のコミュニケーション支援事業の充足が求められておるところでございます。

このことを踏まえまして、他市町の冠婚葬祭への手話通訳者等の派遣の実態等も把握しながら、冠婚葬祭の当事者が聴覚障がい者である場合、さらにはその親族に対しての派遣要件等について、今後、調査研究をしてみたいと考えております。

終わります。

#### No.54 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

#### No.55 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、行政経営部より、所管についてご答弁を申し上げます。

質問の2番目、人間らしく働くことができるように公契約条例の制定をということでございます。

労働者の賃金、労働条件につきましては、最低賃金法、労働基準法などの法律や、本市の契約規則を遵守した中で契約をするものとなっております。

また、建設工事におきましては、最低制限価格の設定をしておるところでございます。

公契約条例につきましては、議員がおっしゃったように、平成 21 年9月に千葉県の野田市において初めて制定され、次いで川崎市が政令指定都市で初めて制定されるなど、首都圏を中心に、条例の制定や検討の動きが活発になってきているということを認識しております。

しかし、現時点において、県内で制定された自治体はない状況でございます。

先ほどおっしゃったように、県においては、2012 年の4月に研究チームが設置されたということを聞いております。

本市におきましても、それらの結果を踏まえ、他市の動向も踏まえながら研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### No.56 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

#### No.57 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部所管からお答えいたします。

1件目の国や県の社会保障制度後退から市民を守る施策をの、②番目の生活保護基準の引き下げ、見直しにより、本市での就学援助制度はどうか、こちらについてお答えいたします。

現在、就学援助制度により、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒及び特別支援学級就学児童生徒に対して、学用品、給食費等の補助を行い、就学の円滑な支援を行っております。

平成 24 年度では、小中学校合わせて要保護者 16 名、要保護者に準ずる程度に困窮していると市が認めた準要保護者 363 名に対して、約 2,970 万円の就学支援金を支給しております。

今回、国の生活保護基準の見直しによる影響は、準要保護の認定において生活保護基準を引用しておりますので、本市といたしましては、見直しの影響を受けないよう、就学援助制度の趣旨を十分理解した対応を検討し、実施していきたいというふうに考えております。

具体的には現在、準要保護者の認定において、生活保護基準の 1.2 倍という市の独自の基準を採用して決定しておりますが、この基準等を含め、制度見直しを検討してまいります。

以上、終わります。

No.58 ○議長(安井 明議員)

横山経済建設部長。

No.59 ○経済建設部長(横山孝三君)

経済建設部より、開発等事業に関する手続条例についてご答弁申し上げます。

本市の中高層建築物の建築に際しましては、「豊明市中高層建築物等の建築に関する指導要綱」によって運用されております。

現状では、建築に関する許可要件が定められているものの、事業者が周辺環境に与える影響を住民に説明する、住民からの意見、要望などを受け入れる制度といたしましては、現行の要綱でも対応できている制度と考えております。

しかしながら、近隣の市町である日進市、知立市などでは、それらの意見、要望などを市民に公開し、相談、あっせん、調停などの仕組みを設けている事例もあるようでございます。

特に中高層建築物の建築に際しましては、地域住民にとっても、住環境の変化などを懸念する声も耳にいたします。

そんな現状の中、当市といたしましても、今の要綱を精査いたしまして、前向きに研究してまいりたいと考えております。

終わります。

No.60 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

前山美恵子議員。

No.61 ○19番(前山美恵子議員)

では、1点目のほうの社会保障制度後退から市民を守る施策について、一番最初から再質問をさせていただきます。

生活保護に関してなんですけれども、通知はまだということなんですけれども、今、国会のほうで審議を、通常国会のところで審議をされ、これが決定をされたらもう実施ということになるわけなんですけれども、地方自治体でやれることと、それからやれないこととありますが、保護費の引き下げについては、もう国で決まったら、自治体のほうで独自にこれを引き上げるということとはできないということになっているものですから、これは反対を、本当にもう最後まで反対をしていただきたいんですけれども、ここで問題にしました就労指導と、それから扶養義務者に対してのいろいろ届け出を強制するという問題なんですけれども、これが大変深刻な問題が今、全国でも打ち出して報告をされているんですけれども、あちこちで、

札幌や、それから北九州のほうで餓死をしたりとか、孤独死をしたりとかいう、その原因が強制的な就労指導とか、それから扶養義務者に対しての強制みたいなもので、生活保護が受けられないんじゃないかということで申請をためらわせてしまうということで、死に至るというケースが出てきているわけですから、これが実施をされるとこれ大変なことになるし、ということで質問をしました。

それです、私もちょっと経験をしたんですが、ここではないんですけども、他市のところで、実は離婚をされた40代の女性の方が子どもさんを抱えて、そこで生活保護を受けられたということで、そのときに大変精神的な病気になられて、とても働くことができない。

だけれども、毎月生活保護費を受けに行くときに、窓口で相当言われて、就職活動しろというふうに言われて、もう唇が本当に真っ青になりながら倒れてしまったということ、私もその本人から聞いたことがありまして、大変ひどい状況だなというふうに思ったんですね。

たかだか就労の強制をこういって言うだけだと思われそうですけれども、これが本人にとっては大変負担なことになるということ。

それから、扶養義務の問題でも、今、生活保護を受けると扶養義務者のリストを出してもらって、そのもとに郵送でいろいろ、「あなたのこういう方は生活保護を受けられるけれども、扶養はできないか」ということで、それを証明しろというのが、扶養義務者に送られるわけですけれども、その受け取った先も大変心配をされて、私のところにも電話をいただいたこともあるんですが、例えばこういう例がありまして、兄から、そのお兄さんのほうから、「扶養はできるよ」というふうな返事があったんでというふうで本人に通知したら、兄は大変虐待をするということで、こういうことが窓口では理解をしていただけなかったということで大変苦しんだという、そういうことまで起きているわけです。

ですから、こういう状況が豊明市で起きては困るものですから、国が決めても、何とかこれを強制的に豊明市で抑えるというか、そういうことが出ないように対策をきちっとやっていただければ、豊明市民というのは安心ができるんですけども、こういう点についてちょっと確認の意味で見解をお聞かせいただきたいと思います。

#### No.62 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

#### No.63 ○参事(神谷巳代志君)

生活保護世帯に対する就労支援の関係でございますが、先ほども申し上げましたとおり、稼働年齢で稼働できる保護世帯の方につきましては、現在は医師の要否意見書、医師の意見書をいただきまして、稼働できる保護世帯ということであれば、そういった方を選任の上、また、あくまでも本人の意思確認の上、就労指導をしているところでございます。

最近の状況でございますが、就労指導は、私どものケースワーカーと、それから就労支援員が連携して実施をいたしておりますが、平成 24 年度、この4月から1月までの就労状況でございますが、就労相談対象者 32 名、延べ相談件数 206 回、そのうちで、この 32 名のうち 10 名の方が就職をされておみえです。

そして、この 10 名の方のうちにも入っておりますが、その就職したことによって、生活保護の廃止となった方が4名おみえでございます。

また今週月曜日、25 日にハローワークの出張相談を実施いたしまして、そこに8名参加していただきまして、3名の方、延べ4件の面接が決まっております。

先ほど来申し上げておりますが、稼働年齢で稼働できる方、そして本人が就職したいという方につきまして、従前同様、就労支援をしてみたいと考えております。

それから、扶養義務調査につきましては、民法に定める「扶養義務者の扶養は、生活保護より優先されて行われる」という規定がございますので、この規定に基づき、年1回扶養義務調査を行っております。

最近の状況でございますが、1月 23 日に扶養義務照会を 786 件の方に送付をいたしまして、2月 26 日現在、回答件数 303 件、38.5%でございます。

そのうち、扶養できないという回答が 295 件、扶養できるという回答が8件でございます。

この8件の方につきましても、月 1,000 円とか、月 2,000 円とか、そういった額で扶養がいただけたらという、そういった回答をいただいております。

議員が申されますとおり、この扶養義務調査は例年行っておるわけなんですけど、決して、また例えば扶養についての電話での督促とか、家庭訪問とか、そういった強制は一切行っておりません。

あくまでも扶養義務者の方の申し出により扶養いただける分は扶養いただけると、援助いただける分は援助いただけると、そういった立場で行っておりますので、よろしく願いいたします。

#### No.64 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

#### No.65 ○19番(前山美恵子議員)

今の現状をお話しいただきました。

これを国はかなりこれから強制しようというふうで、なかなか就職できない人は6カ月をめぐりに、嫌なところじゃないけど、好みもしない、希望もしないところにでも就職をさせて、低賃金で働かせたり、それからなかなか職が決まらなかったら、その稼働年齢の人については受給を打ち切るとか、支給を打ち切るとか、そういう制裁を今考えているようなので、これが導入されたら大変だということで、その時点では、豊明市では良心的にやっただけという今のお話のようなので、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

次に、就学援助なんですけれども、見直しを検討したいということで、現在 1.2 ですけども、豊明市の就学援助はかなりいい線をいっていましたが、前は 1.3 でした。

それが 1.2 になったのは、学校の耐震化を優先するからということで、ほかのものを、その当時は学校のトイレですね、私も、学校のトイレは3Kのトイレできれいにしろと言ったら、順次やっていくということで工事にかかっておりました。

それも耐震化を優先するために、これをトイレも一時中止ということになりました。

今現在、耐震化を終えたということで、トイレの改修もこれから始まっていくということで、それならこの就学援助の基準も、まず 1.3 は、この耐震化が終わったんで、これは戻していただきたいということです。

戻した段階で、この生活保護基準がこれは下がることによって、就学援助の準要保護の基準も、これも生活保護の 1.3 を基準として、そこからこぼれないということを考えないといけないんじゃないかなというふうに思うんですね。

だから目指すところ、その 1.3 の中の人準要保護の人が漏れないようにするには 1.35、せめて 1.35 ぐらいに戻すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

#### No.66 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

#### No.67 ○教育部長(津田 潔君)

財政上の問題等ございますので、教育委員会としては、今おっしゃられるような方針で市長部局に要望していきたい、そのように考えております。

以上です。

#### No.68 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

#### No.69 ○19番(前山美恵子議員)

じゃ市長部局のほうへ強く、これは来年度からかな、これはいつぐらいになるか、基準の見直しが。

生活保護の引き下げが8月ぐらいからというふうに聞いておりますので、その前か、その後で、来年、再来年のあれになるのか、ちょっとその時点のことについて、今聞いておきましようか、お願いします。

No.70 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.71 ○教育部長(津田 潔君)

今現在、生活保護の見直しは平成 25 年8月から、今年の8月から3カ年に分けて見直しされておりまして、文部科学省のほうからは、それにつきましては、まだ具体的な通知といえますか、通達はまだ出ておりませんので、ちょっと今の時点でどういうふうになるかというのはちょっとお答えしにくいところがございます。

以上です。

No.72 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.73 ○19番(前山美恵子議員)

はい、わかりました。

生活保護に合わせた準要保護の基準については、ちょっと時期は定かではないけれども、耐震化が終わったんで、来年度からでも 1.3 にまず戻していただければというふうに要望をしておきます。

福祉医療制度について再質問をしますけれども、今の段階では、課長レベルでの説明が終わったという状況で、もしその感触は、他市の状況も大変怒っていらっしゃるのではないかなと思うんですけど、その点では一致団結できるかなというふうに思うんですけども、その点についてはどうかなというふうにお聞かせをいただけたらと。

それから、これから首長、それから医師会のほうの同意を取りつけてということになりますけれども、もちろん豊明市は今言われましたように、もうけしからぬと、とにかく下げてくれるなということで要望はされているということですが、医師会とかはどのような状況の姿勢を示しているのか、おわかりでしょうか。

No.74 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.75 ○参事(神谷巳代志君)

課長レベルへの説明会の状況でございますが、これは県のほうといたしましては、あくまでも説明会ということで、県下各市からの要望等はほとんど聞かないような状態の、そ



った説明会であったというふうに聞いております。

そして、もちろんこれから首長に対する説明会等もあるんですが、当然引き下げについては反対をされていていただくわけなんです、あと医師会、歯科医師会、薬剤師会等への説明はこれからなんです、そこら辺の状況の詳しいことは聞いておりませんが、もちろん医師会のほうも、これが受診抑制につながるということで消極的なご意見だというふうには聞いてはおります。

終わります。

#### No.76 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

#### No.77 ○19番(前山美恵子議員)

聞いているところでは、県のほうが一方的に切るぞと、自己負担を増やしたり、それから所得制限をして援助しないぞと一方的に言われているようなんですけれども、大変深刻な状態になっていかなというふうに思うんですが、あと本当に半年ぐらいが勝負ですので、この福祉医療制度は、特に子どもの医療費無料制度は、多くのお母さん方に大変喜ばれている制度で、東郷でも高校卒業までこれは充実を、無料にしているというところも出ているようで、これから拡充をしないといけないという問題ですので、とにかく、これから市長も強く県のほうに言っていただきたいと思ひますし、医師会などにも働きかけをもっと強めていただきたいと思ひます。

それで、この2,000万円、これは個人が負担をするのか、それからそうなった場合、やっぱりここで豊明市としては市民に大変心配をかけさせないためにも、県がこれで打ち切りをしてきたら、市としてやはり、子ども・子育て世代や社会的弱者の人たちを支援するという形で、この点について市が請け負っていただくという考えは今お持ちでしょうか、確認をしたいと思います。よろしくお願ひします。

#### No.78 ○議長(安井 明議員)

答弁を願ひます。

神谷参事。

#### No.79 ○参事(神谷巳代志君)

まだ現時点では、この福祉医療の県の補助金がどうなるかはっきりしておりませんので、その本人自己負担分を市が負担するかどうかは、まだ決めておりません。

ただし、やはり生活弱者が安心して医療が受けられるこの福祉医療制度でございますし、子どもの命を守るために必要な医療に受診抑制がかかってはいけないということで、大変重要なこの福祉医療制度でございます。

今後、他市町の状況とか、いろいろな推移を見ながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

終わります。

**No.80 ○議長(安井 明議員)**

前山美恵子議員。

**No.81 ○19番(前山美恵子議員)**

じゃ、またその時期ぐらいになりましたら、私もまたほかの他団体の人たちと、市民の人たちと要請をしていきたいと思っておりますので、一緒に取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

コミュニケーション支援事業についてですけれども、調査研究をしていただけるということで、ちょっとこのところ、東郷は冠婚葬祭については、家族の方が亡くなられて自分1人だけになって聴覚障がいであったという場合の、いろいろ手続とか、何かとする場合は、そういうのは認めると。

それから尾張旭とか、それから大府のほうとか、いろいろちょっと聞いてみましたけれども、ここの中に、その要綱の中に必要とあらば、県・市の中で検討をして認めるものについては、だから、その他認めるものについて「市長が認めるもの」とか、1項目これは加えられて、そういう場合に対応できるようにこれはされておりますので、そういうこともちょっと検討をしていただけたらというふうに思うんですが、そのこともちょっとご答弁をいただきたいということと、それからこの場合、聴覚障がい者なんですけれども、目の見えない人たちの外出の支援事業として、ガイドヘルパーの派遣事業があるんですけれども、ここについては制約が割方緩いというか、私的な理由についても派遣をするというような要綱になっているんですけれども、この聴覚障がいの場合はそういう場合、自分の楽しみのために1カ月何時間まで保障するというのが、盲人の人たちのガイドヘルパー派遣事業なんですけれども、同じように考えれば、聴覚障がいの人もそういう私的な事由について、ある程度派遣をできるというような内容も含めてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、この点についてお考えをお聞かせください。

**No.82 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願ひます。

神谷参事。

**No.83 ○参事(神谷巳代志君)**

個人的な、私的なそういった用事に対する派遣でございますが、先ほど申し上げましたとおり、この4月1日から施行されます障害者総合支援法におきましては、そこら辺の促進を

図るということで市に課せられている部分もございます。

今後の状況等、他市等の状況も調べながら、見きわめてまいりたいと考えておりますが、その派遣をいただく手話通訳者等の数も大変少ないという状況もございます。そして、盲目の方のガイドヘルパーの方の数に比べて非常に少ないということもございます。

そういった支援をする方の養成も、今回の障害者総合支援法の中では充実させるようにということで規定されておりますので、25年度に、社会福祉協議会の補助金の中に、そういった手話通訳者の養成もとりあえず加えて、まず初心者コースということで、そういった講座のほうを開催してまいりたいと考えております。

終わります。

#### No.84 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

#### No.85 ○19番(前山美恵子議員)

じゃ、これから充実をさせていただくように、このこともこれからも経過を見ていきたいと思えます。

公契約条例についてであります。県内にはないというのはそうなんですけれども、豊明市は市長のマニフェストで入札改革をしていますよね。

これで、入札の結果が6,800万浮いたということが言われておりますが、かなり競争性を高めるということで、競争性を高めるということは、その現場でどういうことが起きているかということ、やっぱり考えないといけないと思うんですけれども。

そうですね、野田市の場合、実は土建屋さんから公契約条例をつくってほしいという声が上がって、この野田市の公契約条例の中にもありますように、低入札価格の問題で下請の業者やそういう労働者にしわ寄せが、そういうことが頻繁に起きることによって、公契約に係る質の確保と社会的な地位の向上を図るということで、目的でこれがつくられたわけです。

まだ、導入されてから今の状況がどういう状況になっているか、この土建さんの関係については、下請、孫請のところまでは調査がされていないのでちょっとわからないけれども、委託業務なんかでも、例えばビルメンテナンスのおばさんたちの時給を、ほかのところより100円上げて、あそこは最低賃金が730円ぐらいなので、830円で請負をさせたということで、今では市場での求人募集ですか、一般の求人募集も今、700円台の時給で募集をするところはなくって、800円台で募集をするという、そういう状況なので、その地域での経済的な活性化というのが少しずつ上がってきているというのが、今の現状のようなんです。

本市の場合、まず一般競争入札がかなり今、落札率は70%、60%がありまして、最近の66%が2件あります。それから、70%とか、74%までに5つ、6つあるんですけれど

も、こういう大きな工事は、今度は元請から下請、下請から孫請、そうすると孫請で働く労働者が、どういう状況にあるかということが、市のほうではつかめていないと思います。

本当にこここのところで、低賃金で働かされて、税金も払えないというような状況をつくってはいけないということで、この公契約条例というのは大変役立っているということです。

さらに、豊明市では指定管理者制度がこれから始まります。

指定管理者制度も、本市の場合、経費節減と住民サービス向上を掲げておりまして、福祉体育館のところでその経費、今までにかかった分よりは削減をしないことには、指定管理者を導入した目的がないわけですから、それこそ、あそこで働く今は正規の職員たちがたくさんいらっしゃるけれども、これが派遣労働者とかパートの人たちにみんな変わって、低賃金で働かされる、そういう状況が生まれるのではないかなという、指定管理者制度を導入しているところは、みんなそういう状況が今起きているということが、全国でも報告をされているんです。

ですから、この機会にちょっと公契約条例というのは考えるべきではないかなというふうに思うんですけれども、この低賃金で今、入札、それから、これからやろうとしている指定管理者制度で、そういう労働者のその問題を救済するこういうもの、これを本当に今考えるときではないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、もう一回、さらに踏み込んでいただけるようなご答弁をお願いしたいと思います。

#### No.86 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

#### No.87 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議員がいろいろとご心配をされておりまして、私どもも自治体として、自治体を経営する者として、やはり最小の経費で最大の効果を上げるように努力をしないといけないというのが、まず第1点であります。

そういったことがあって、競争性ありきで、もうそこで働く人たちが非常に不遇な目に遭うというようなことではまたいけないという、そういう側面もございます。

低価格での落札が低賃金をもたらして、デフレのスパイラルに陥っていくというようなことも、日本全国、今そういう状況になっております。

我々には、自治体キャラバンさんであるとか、連合愛知さんからも同様の要求が出されておりまして、さらには、議員がご指摘の指定管理者制度にも、来年度から取り組んでいきたいということでございますので、そういったことで、先ほども申し上げましたが、愛知県が研究チームを仕立ててやっておるそうでございますので、そちらからも情報を取りながら、どこが落としどころかということもあるんですね、やはり競争性も高めていただかないといけないが、その中で労働者の賃金とかも保障していくということがありますので、その

辺、研究をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

#### No.88 ○議長(安井 明議員)

残り時間6分少々です。

前山美恵子議員。

#### No.89 ○19番(前山美恵子議員)

競争性を高めて労働者を守るというのが、これこそ公契約条例ですので、これから県のほうもこれで進められていきますので、その点について、やっぱり一緒に研究をこれからも続けていただきたいと思います。

この前、商工会の懇親会にちょっと出たんですけども、やっぱり業者さんが「今は税金を払えないけれども、払えるようにしたい」と言われたんですね。

ちまたに、やっぱり仕事が欲しいという人たちがたくさんいらっしやいまして、事業所ですけども、こういう人たちのやっぱり最低賃金が今、時間給 760 円ですので、さっき言われた 830 円とほど遠い。それから、生活保護費の時給単価に比較をしても、数段にこの最低賃金というのは低いんですね。

こういう状況で生活ができないという状況を、豊明市でもつくってはいけないということで、これからこの質問を機会に、ちょっと積極的に研究をしていただきたいと思います。

開発等事業に関する手続条例についてですけども、今、豊明市で事業所がマンションを建てると、近隣にいろいろ説明をするために戸別に回るんですね。

戸別に回ると、やっぱり自分の意思もなかなかわからないし、業者さんが絶えず優位になってしまうものですから、日進市ではまず条例をつくったことによって、開発業者がまず申請というか、来るときに、「ここは条例ですね、じゃ説明会もちゃんと開かないといけないですね」ということで、それからもうスムーズに取りかかるということなんですね。

で、その説明会が終わった場合に、住民のほうからいろいろ要求が出されたときに、市にその要望を出してもらって、そこで市のほうが、住民からもうちょっと日差しが悪い、基本的な法に係るものについては無理だということは、そこでいろいろ説明をされて、ちょっとアドバイスで、「ちょっとこういうふうに傾けるといいよ」というようなアドバイスをやることによって、少しは解決をすることもあるということで、住民がそのところで満足するかしないかはまた別なんですけれども、そういうルールがスムーズにできているということで、これは条例化で法的に近い強制力があることによって、業者と、それから住民がスムーズにやれるということなんですけれども、要綱ではなくて、そういうふうに条例化が割方、この要綱をそのまま条例にして、ちょっとつけ加えるだけでできるものですから、できませんかね、よろしくお願いします。

No.90 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.91 ○経済建設部長(横山孝三君)

条例は、地方公共団体が自治立法権に基づいて定律する法規の一形式でございます。

それに対しまして現在の建築指導要綱、これにつきましては、いわゆる行政指導と言われるものでございまして、法規ではございませんので、法的拘束力はございません。

したがって、絶対従わなければならないというものではないのですが、ご指摘の件につきましては、指導要綱の改正によって説明会の義務づけなどを行えば足りるのか、あるいは条例化しなければならないのか、またこの条例化しても、紛争の解決が担保されて紛争がなくなるわけではございませんが、そこら辺のところを、日進市の「開発等の事業に関する手続条例」や、名古屋市の「中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」など、既に条例化しておられる他市の状況を参考にして、よく検討してまいりたいと考えております。

以上です。

No.92 ○議長(安井 明議員)

残り時間1分30秒です。

前山美恵子議員。

No.93 ○19番(前山美恵子議員)

そうしますと、まだ条例化するか、要綱でもうちょっと強制力、要綱はもともともうお願いをするだけという、で、業者のほうที่聞かないといったらそれまでですので、その条例に近い程度に強制、例えば説明会は、今ですと住民の方がもうあちこち会を組んで、何とかの会というのをつくるために相当な労力を使って、説明会に持ち込まないといけないんですね。

そういう労力もなく、ちゃんと業者のほうで説明会もスムーズにやってくれるような内容のもの、要綱を考えているのでしょうか。

それから、その要望なんかの提出なんかも、それに何か加えられるような内容になるのでしょうか、お願いします。

No.94 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

時間はほとんどありません。

横山経済建設部長。

**No.95 ○経済建設部長(横山孝三君)**

もちろん、今度の例えば要綱を改正する場合は、事前に説明会を義務づけるということ  
を予定しております。

現在は、近隣関係者から説明会を求められたときは、速やかに応じるという要綱になっ  
ておりますので。

以上でございます。

**No.96 ○議長(安井 明議員)**

これにて、19番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時8分休憩

午後1時15分再開

**No.97 ○議長(安井 明議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 近藤千鶴議員、登壇にて質問願います。

**No.98 ○3番(近藤千鶴議員)**

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして壇上にて一般質問を始めさせて  
いただきます。

1項目目、障がい者の自立、就労支援の取り組みについて。

「障害者優先調達推進法」が本年4月から施行されます。

同法は、国と独立行政法人等に対して、障がい者が就労施設でつくった製品の購入や、  
製造などの委託業務を優先的に行うよう義務づけるとともに、地方公共団体に対しても、  
障がい者施設の受注機会の増大を図るよう努めることを求めています。

現在、国などが商品の購入や業務委託をする際は、競争入札による契約が原則になっ  
ており、民間事業に比べ競争力の弱い障がい者就労施設が契約するのは難しいのが実  
情です。

また、施設や自宅で働く障がい者が増える一方、景気の低迷により、民間企業からの事  
業の依頼は減少しており、さらには、障がい者施設への受注が不安定なため、国からの  
安定した仕事を求める声が高まっていました。

こうした状況を踏まえて、障がい者の就労機会を増加させ、自立を促進することを目標と  
して、本法律が制定されました。

本法律は、自民、公明の両党が 2008 年に提出し、政権交代で廃案となった「ハート購入法案」を、ほぼ踏襲した内容となっております。

本法律によって自治体には、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための必要な措置を講ずる努力義務が課せられています。

それを実効あるものとするために、①物品の調達目標を定めた調達方針を策定し公表しなければならず、②その方針に即して調達を実施し、③調達実績は取りまとめて公表することが求められております。

障がい者の方々の自立、就労支援の観点から、本市において障がい者就労施設等の受注機会増大を図る積極的な取り組みが必要と思われれます。

そこで、お伺いいたします。

①本市において、現在の障がい者の方の就労状況は。

②今後の取り組みについて。

2項目目、公共施設、小中学校、保育園の減災対策について。

2月 25 日に栃木県日光市で震度5強の地震が発生しました。

報道によりますと、日光市内の道路の約4キロの間に約 30 カ所の雪崩の跡が確認され、地震でできたと見られる地割れや土砂崩れがあり、奥鬼怒温泉郷にいた 50 人が一時孤立をしたそうです。

このように日本は、火災、地震、風水害、火山噴火など多様な災害のある災害列島であります。地震や風水害、火山噴火などの自然災害は、発生を防ぐことはできません。

自然災害の事前対策は、被害を出さない、あるいは被害を最小限に抑えるための減災対策になると考えます。

まず、建物の安全性を高めるなど、命を守る、けがをしないための環境づくりをすることが第一です。

そして地震が起きたときは、その場に応じた適切な対応をとり、命を守り抜くことであります。命を守ることができなければ、幾ら備えをしても役に立たないと思います。

阪神・淡路大震災の犠牲者の8割以上が、建物の崩壊による窒息死、圧死等であります。

大地震では、家具類が転倒し、部屋中に散乱します。重い家具が胸部などを圧迫すると、呼吸できなくなって窒息死するおそれもあります。

また、落下物などの散乱、窓ガラスなどの飛散によってけがなどを誘発し、避難行動を阻害する要因にもなります。

東京消防庁は、2003 年から 2008 年に起きた大きな地震における負傷者の負傷原因を調査した結果、負傷者の約 30%から 50%が家具の転倒、落下によるものだったそうです。

東京消防庁、家具類の転倒・落下防止ハンドブックによりますと、地震動に対する転倒防止器具のポイントとして、1つ、家具のL字金具などで壁に直接ねじで固定する方法が



最も効果が高い、1つ、家具の上部と天井との間にポール式やすき間家具などで家具を固定する場合は、ストッパー式や粘着マット式を併用すると効果が高いとありました。

地震発生時から2分間は、命を守る時間帯と言われています。

テーブルの下にもぐる、落下物から頭を守るとか、固定していない家具から離れる。また外にいるときは、かばんなどで頭を守る。地震が来たら、まず自分の身を守ることです。

もし本市で大地震が平日の日中に発生をしたら、職員、学校の教員、保育士の皆さんの命を守ることがとても大切です。皆さんの命が守られてこそ、市民の皆様、学校の生徒、園児が守られるからです。

そこで、お伺いいたします。

①公共施設、小中学校、保育園の家具転倒防止対策、避難経路の確保の現状と課題について。

②今後の取り組みについてお聞かせください。

3項目目、災害時の情報伝達や避難のあり方について。

東日本大震災から2年がたちました。

巨大津波が壊滅的な被害をもたらした東日本大震災での教訓を生かし、住民への情報伝達や避難者の掌握などについて、今、さまざまな課題が突きつけられています。

東日本大震災では、発生後の3分後に津波警報の第一報が発表されました。

しかし、「予測される津波の高さ3メートル」などの表現がされ、津波はここまで来ないだろうとの判断を招き、かえって避難の遅れにつながったと指摘されています。住民にどのように情報伝達をすればいいのかが問題になっています。

一方、発表された津波警報を住民に伝える手段としては、テレビやラジオ、自治体の防災無線などがあります。

東日本大震災では、津波警報の第一報は伝わったが、それ以降の更新情報が伝わらなかったケースがあり、最新の情報が住民に確実に伝わる手段の確保と、その普及、強化が急がれております。

ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアと並んで注目を集めているのは、対象地域にいる人の携帯電話に一斉配信される緊急速報メールです。大震災以降、同メールで災害避難情報などを配信する自治体が急増しています。

ドコモでは同メールの契約数が、震災前の48自治体から1,000自治体を超え、さらに増え続けております。

住民に避難を促す情報が伝わったとしても、実際に行動に移すかどうかは住民の判断になります。

東日本大震災では、被災3県の沿岸地域の被災者の避難行動を調査した結果によれば、すぐには避難せずに、何らかの用事をしてきた人が4割以上に上がったという深刻な数字があります。

住民の意識を変えていくことや、迅速な安否確認体制を構築するなど、避難しやすい仕

組みづくりが必要です。

一方、自分や家族の体が不自由などの理由で、すぐには避難が難しい人への支援体制も重要です。

障がい者や高齢者などの災害弱者、災害時援護者に対しては、地元自治体と地域が一体となって、事前に支援体制を組み立てておくことが重要になります。

首都直下型地震や、東海・東南海・南海地震の警戒も高まっています。災害時に最も大事な情報伝達と避難のあり方について、以下伺います。

- ①災害時の住民への情報伝達のあり方について。
- ②最新の情報を住民に伝える手段と、その強化策について。
- ③住民の意識改革や、住民が避難しやすい体制について。
- ④災害弱者への支援体制について。

以上で壇上からの質問を終わります。

#### No.99 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

#### No.100 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部、市民生活部所管分につきまして、順次お答えをいたします。

まず、障がい者の自立、就労支援の取り組みについてお答えをいたします。

本市における現在の障がい者の方の就労状況でございますが、障害者自立支援法では、一般就労が難しい人たちの働く場として、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型という3つの就労支援の体系を設けております。

就労移行支援とは、一般企業への就労を希望する人に、2年以内という限度で、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うものであります。

市内では、24年度に「あびっと」という事業所が開設されたことから、前年度に比べ利用者が大幅に伸び、今年度の利用見込み数は23名となっております。

この人数は、24年度から26年度までの第3期豊明市障害福祉計画の26年度目標数値を既に上回るものでございます。

また、就労移行支援から一般企業への就労者を2名見込んでおります。

就労継続支援A型は、一般企業での就労が困難な人に働く場を提供し、知識及び能力の向上に必要な訓練を行いますが、企業とは雇用契約を結び最低賃金が保障されております。

市内では、24年度に「むぎの花」という事業所が開設され、今年度利用見込み者数は13名で、昨年度より5名の増加が見込まれております。

この数値は、26年度目標数値に対して、達成率は約54%となっております。

続きまして、就労継続支援B型は、一般企業での就労が困難な人に働く場を提供し、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。A型とは違い非雇用型で、賃金は能力に応じたものとなります。

市内では、23年度後半にハーミット、また24年度にむぎの花、エコンプという事業所が開設され、今年度の利用見込み者数は43名で、昨年度より18名の増加が見込まれております。

この数字は、26年度目標に対しまして達成率78%となっております。

以上の状況からも、24年度における就労支援は向上しております。

また、就労移行支援事業のうち、あびつとの利用者は25年度末までの2年間が終了し、次の就労先に移動することから、そのあいたところに、就労継続支援A型やB型を利用している人がスライドするなどの循環も期待をしております。

次に、今後の取り組みについてであります。現在の障害者相談支援センターフィットを、25年度から基幹型に位置づけ、相談支援事業をさらに充実させる方針であります。

また、ハローワークや尾張東部障害者就業・生活センターアクトや、圏域アドバイザーや、また市内の就労支援関連の事業所などの関係機関と連携をしながら、障がい者の就労支援に力を入れてまいりたいと考えております。

続きまして、公共施設における減災対策についてお答えをいたします。

まず、市役所内に置かれている職員の机やロッカー、保管庫、また机上のパソコン類やプリンターなどは、一部を除き固定はされておられません。

特に本館では、各課のスペースの問題や事務機器の配置などもあり、万一、執務時間中に地震等が発生した場合、事務室から職員が避難すると思われる経路につきましては、カウンターや荷物などもあり、避難経路が確保されているとは思われません。

各課に対しては、職場での整理整頓、職員の安全確保に努めるよう再度、文書等により注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

今後の取り組みについてであります。庁舎につきましては、来年度より庁舎の耐震補強工事を実施する予定であり、それと同時に、非構造部材やガラスの飛散防止処置なども、同時に進めていく予定をいたしております。

続きまして、保育園の家具転倒防止対策、避難経路の現状と課題、さらには今後の取り組みにつきましてお答えをいたします。

保育園の家具転倒防止対策といたしましては、ピアノ等は固定をしておりますし、ロッカー等は、おおむね作りつけとなっております。

その他の転倒防止対策につきましては、非構造部材の耐震化計画の策定とあわせて、点検をしていく予定であります。

保育園におきましては、10園中2園で全てのガラスの飛散防止対策ができており、残りの8園でも、避難通路側のガラスの飛散防止は対策ができております。

反対側のガラスの飛散防止につきましても、財政状況を見ながら、経費のできる限りかからない方法を検討してまいりたいと考えております。

避難経路につきましては、定期的に避難訓練を行って確認をいたしております。

また、保育園は基本的にはお迎えをいただくことになっておりますので、帰宅経路については問題ないと考えております。

続きまして、災害時の情報伝達や避難のあり方について、順次お答えをいたします。

災害時の住民への情報伝達のあり方については、市民への災害情報伝達手段としては、現状では、広報車による広報、避難所や地域の拠点とを結んだ防災行政無線による通信、各区長へのファクス、メール配信サービス、またホームページでの発信といったものがあります。

現在、市の計画では、多くの市民に同時に情報を伝えるためのデジタル同報無線などの導入や、屋外拡声機、個別受信機などのシステムにより、多くの人に情報伝達する仕組みを整えていく必要があると考えております。

また、一方的な発信だけではなく、他の通信網を利用しての通信の多重化を図ることや、逆に、本部から離れた地域の情報を収集する双方向でのシステムが必要であると考えております。

続きまして、最新の情報を住民に伝える手段と、その強化策についてお答えをいたします。

昨年より、国が「安心・安全公共コモンズ」という情報提供の仕組みをつくり、情報発信者やマスコミなどから提供される情報を統合化して一元的に蓄積し、パソコンやデジタルテレビ、携帯電話などの端末を通じて情報提供するためのシステム基盤をつくっております。

市といたしましても、このシステムのメリットといたしまして、放送などと同等の速報性を生かし情報伝達ができるとか、1回の入力できさまざまなメディアに伝えることができる、また情報共有ツールとして災害状況を把握ができる、また他市の災害状況などを把握ができる、また広域災害時に、県あるいは国とのコミュニケーションツールとして活用ができるなどのメリットがありますので、将来的なこのシステムの導入に向けて研究をしてまいりたいと考えております。

続きまして、住民の意識改革や住民が避難しやすい体制についてお答えをいたします。

阪神・淡路大震災で亡くなった方の約8割が圧死、窒息死であり、そのうちの約7割の方が発災後 15 分以内に亡くなっておられます。

また、東日本大震災のときには多くの高齢者が亡くなられております。そのほとんどは、「きっと津波は来ないであろう」、「誰かが助けに来てくれる」ということで、何もせずに待っている間に、津波に襲われてしまったとのことであります。

このことから、まず自助による努力がいかに大切であるかということを伝えていく必要があると考えております。

そのために、来年度より市と区自主防災会、市民との連携をより高めるため、従来から

ありました自主防災連合会理事を、小中学校区 12 名から各区単位の 27 名に増やし、地域における災害時や日常の啓蒙活動に携わっていただくよう考えております。

最後に、災害弱者への支援体制についてお答えをいたします。

災害弱者への支援体制につきましては、災害時に支援を必要とする方を災害時要援護者として、民生児童委員のご協力のもと、災害時要援護者台帳の整備を続けてまいりました。

平成 23 年 4 月には、災害時要援護者避難支援マニュアルを作成し、11 月より区、町内会、自主防災組織に依頼し、個別支援計画の整備をお願いしているところでございます。

今後、個別支援計画の整備状況を注視しつつ、各地域と協力し、さらに整備を進めてまいりたいと考えております。

なお現在、災害時要援護者の登録者は 1,299 名であります。

以上で答弁を終わります。

#### No.101 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

#### No.102 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部所管についてお答えいたします。

まず、2 項目目の小中学校の減災対策について。

①の小中学校の家具転倒防止対策、避難経路の確保の現状と課題についてお答えいたします。

教室の戸棚類は、多くが作りつけとなっており、大型テレビは、天井を補強して落下防止対策を施しております。

後から購入したロッカーなどは、各学校でL字金具による固定を順次進めております。

一部コンクリート壁面との結合ができないものもあり、今後の課題と捉えております。

職員室にも多くの机や戸棚類がありますが、初期の避難誘導に支障がないよう整理整頓に努めているところであります。

書類整理のためのロッカーを事務機の足元に入れているため、体全体を潜り込ませることができないことが課題であります。

しかし、耐震補強工事が完了していることから、一時的に頭を守ることで対応ができると考えております。

戸棚類は、教室と同様にL字金具で固定するようにしておりますが、縦積みにした戸棚も各学校に数本あることから、その連結の対応策が必要と考えております。

避難経路は、地震、火災場面に分けて決めております。校内の各所に掲示して、避難誘導に役立てています。

年2回の教職員による安全点検を実施して、通行の障害になることは改善を図っているところであります。

②の今後の取り組みについてであります。

家具の転倒防止については、縦積みの解消を進めるとともに、L字金具で固定を進めてまいります

しかし、L字金具での固定は、コンクリート壁面では難しさがあり、一度固定すると、その後の移動が困難になることから、床と家具に挟むシート状のもので効果の検証をしたいというふうに考えております。

以上です。

#### No.103 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

近藤千鶴議員。

#### No.104 ○3番(近藤千鶴議員)

一通り答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

障がい者の自立就労支援の取り組みについてから、再質問をさせていただきます。

まず、自立支援就労支援部会というものがあるとお聞きしましたが、その内容をお聞かせください。

#### No.105 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

#### No.106 ○参事(神谷巳代志君)

この就労支援部会と申しますのは、平成19年度に障がい者の方の地域課題を解決するために、市を始め各関係機関で構成をします、豊明市障害者地域自立支援協議会という組織を立ち上げましたんですが、その中にある4つの専門部会の一つでございます。

活動といたしましては、今年度は、グループワーク方式で情報や意見交換をする中で、今後は障がい者の就労場所の開拓をすべく、モデル的に市内の事業所訪問等も視野に入れるなどの案が出ているところでございます。

今後、さらに具体的な取り組みにつきまして、この就労支援部会で関係機関と情報交換をしながら展開をしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.107 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.108 ○3番(近藤千鶴議員)

今年度の三好養護学校を卒業される方の人数と、その方たちの進路状況はどうなっているか、お聞かせください。

No.109 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.110 ○参事(神谷巳代志君)

この春の卒業生は、3名でございます。

それぞれ市内の豊明福祉会のメイツに2名、同じく豊明福祉会のフレンズに1名、通所される予定でございますが、この3名とも大変重い知的障がい者の方でございますので、それぞれ生活介護というサービスを利用されることになっております。

終わります。

No.111 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.112 ○3番(近藤千鶴議員)

それでは、現在の本市における障がい者施設からの製品購入、業務委託の状況を教えてください。

No.113 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.114 ○参事(神谷巳代志君)

現在ですが、もう皆さんもご存じかと思いますが、市の職員食堂、これを豊明福祉会の就労移行支援の事業所であり、あびつとが運営をいたしております。

これは、食堂の前任の業者が平成21年3月で撤退した後を受けまして、このあびつとのほうで、献立もヘルシーなものにして、職員食堂として経営をいたしておるものでございま

す。

これは、障がい者の就労支援の一環として、市との契約で行っております。

また、精神障がいの方のハーミットとか、あとNPO法人むぎの花という事業所におかれましては、先ほど申し上げました就労継続支援A型及びB型の事業所でございますが、職員は訪問販売等に協力をさせていただいております。

終わります。

**No.115 ○議長(安井 明議員)**

近藤千鶴議員。

**No.116 ○3番(近藤千鶴議員)**

先ほども壇上で申しましたが、障がい者の方々の自立就労支援の観点から、さらなる障がい者の就労施設の受注機会の増大を図っていく積極的な取り組みが必要と思われませんが、今後の予定をお聞かせください。

**No.117 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。

神谷参事。

**No.118 ○参事(神谷巳代志君)**

今後も、市内にございます、そうした障がい者の事業所に対しまして、例えば市が委託する事業の中の一部でも、そういった委託ができるものがあれば、関係部署とも協議をして、仕事の発注等をかけてまいりたいと考えております。

終わります。

**No.119 ○議長(安井 明議員)**

近藤千鶴議員。

**No.120 ○3番(近藤千鶴議員)**

これから行っていくと思いますけども、庁舎内での連携とか調整が必要と思われませんが、障がい者施設等の受注機会の増大、就労機会の増加ができるように、積極的な取り組みを図っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2項目目の再質問に移らせていただきます。

先ほどの答弁の中で、重量のある保管庫や防災用のパソコンとか、指令用の情報収集とかの機械類の転倒防止はされているということでしたが、その他の保管庫などの固定に



ついてはされてないということでした。

具体的には、どのように安全対策をするお考えなのかお伺いします。

No.121 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.122 ○参事(神谷巳代志君)

机の上のパソコンとか、あとロッカーの上にある軽量のケース類等々につきましては、現在、防振措置は施しておりませんが、いろいろ調べますと、市販の、これは消耗品でございますが、ゴム状の防振ゴムなどを利用すると、地震の揺れによる落下などに対しては、格段に安全性が高まるというふうに聞いております。

それで、私どものほうもいろいろ業者等からも、そういったことの紹介を受けておりますが、パソコン等の機器の転落防止のための耐震粘着マット、こういったものがあるということでございますので、こういったものは消耗品でできる内容でございますので、各課へ配付する、現在、ちょっと準備を進めているところでございます。

終わります。

No.123 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.124 ○3番(近藤千鶴議員)

それでは、小中学校、保育園についてもお答えください。

No.125 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.126 ○教育部長(津田 潔君)

小中学校で転倒防止等の家具の固定であります。先ほどもお答えいたしましたように、縦積みを少なくして、もし縦積みを行うようであれば、その家具の間に粘着性のシートを挟むようなことを考えて検証していきたい、そのように考えております。

以上です。

No.127 ○議長(安井 明議員)

神谷参事。

**No.128 ○参事(神谷巳代志君)**

保育園につきましては、机の上を常に整理整頓をしておくように喚起をいたしております。

それからロッカー類は、転倒防止、保護されておりますが、唯一、更衣室の中の職員のロッカーの転倒防止対策がされておられません、更衣室ですので狭いものですから、そこら辺は現状のままで大丈夫かなというふうに考えております。

終わります。

**No.129 ○議長(安井 明議員)**

近藤千鶴議員。

**No.130 ○3番(近藤千鶴議員)**

次に、防災訓練などでは、職員、また学校の先生方はヘルメットの着用をされていると思います。

役所の職員、小中学校の先生、保育園の先生方の防災用のヘルメットは貸与されていると思うのですが、ある市では、職員用のヘルメットは、ふだんは倉庫で管理しているというところも聞きました。

また、大きな病院では、ナースステーションにヘルメットがきちっと常に置いてあって、有事に際して備えがしてあるところも、私も拝見をしました。

庁舎内、また小中学校、保育園の先生方のヘルメットの管理は、どのようにされているかお聞かせください。

**No.131 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。

神谷参事。

**No.132 ○参事(神谷巳代志君)**

市の職員に対しましては、非常配備編成要員につきましては、全員に防災用ヘルメットを貸与いたしております。

また、建設関係職員につきましては、各課において、現場用ヘルメットが貸与がされているところがございます。

その貸与品のヘルメットの管理につきましては、基本的には各職員に委ねられておりますが、これからは、机の下や机の脇、また手の届くロッカー等に保管をするよう、おのこの

工夫をさせたいと考えております。  
終わります。

No.133 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.134 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、小中学校の教職員用のヘルメットでございますが、今、ヘルメットは教職員用には数個設置している学校があるのみでございます。

先ほど申し上げましたように、耐震補強工事が完了しておりますことから、今、一時的に頭部が守れるということで、教職員全員にヘルメットは配置しておりません。

以上です。

No.135 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.136 ○3番(近藤千鶴議員)

すみません、保育園についてもお願いします。

No.137 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.138 ○参事(神谷巳代志君)

保育園につきましては、ヘルメットを貸与してございますが、それぞれその保育士の保育室に常備をいたしております。

終わります。

No.139 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.140 ○3番(近藤千鶴議員)

小中学校においては、数個配置しているだけというお話も、ちょっとびっくりなんですけど、何校中何個とかわかりますでしょうか。

No.141 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.142 ○教育部長(津田 潔君)

具体的には、小学校で豊明小学校、大宮小学校、唐竹小学校でそれぞれ数個、教職員用にヘルメットを置いてあります。

全員ヘルメットを準備するのが有効だというふうに考えてはおりますが、やはりそのヘルメットの保管場所等、またロッカーが増えたりとか、机のそばに置いてあると避難経路が狭くなる、そのようなこともありまして、今現在、教職員全員にはヘルメットを配付はしておりません。

以上です。

No.143 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.144 ○3番(近藤千鶴議員)

それでは、中学校はどこの学校も配置していないということでよかったですでしょうか。

No.145 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.146 ○教育部長(津田 潔君)

中学校におきましては、やはりヘルメットは配置しておりません。

以上です。

No.147 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.148 ○3番(近藤千鶴議員)

ちょっと私も、役所のこととか聞いてみたけど、小中学校においては、すごくびっくりしました。

やっぱり学校の先生たちは、先ほども壇上でも話したように、先生たちの命を守ってこそ、また担任以外の先生方もみえますよね、だから授業中でも職員室にみえるとか、先生

は地震が起きたときにどこにみえるかわからないことも考えられると思います。

このヘルメットの貸与は、教育委員会としてやられるということはないのでしょうか。

No.149 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.150 ○教育部長(津田 潔君)

先ほど申しましたように、3小学校のみヘルメット、これは学校の現場の対応で購入しておるものでありまして、一律的に教育委員会が全ての教職員に対して配付するという考え方は今、持っておりません。

しかし、この辺は、同じ近隣の教育委員会等にも調査をかけまして、一度調査してみたいと思います。

以上です。

No.151 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.152 ○3番(近藤千鶴議員)

すみません、教育長、このことについてどうお考えでしょうか。

No.153 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

市野教育長。

No.154 ○教育長(市野光信君)

みずから命を守るということが非常に大切でありますから、ヘルメットというのも、1つのツールとしまして重要であるものだなというふうに感じております。

以上です。

No.155 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.156 ○3番(近藤千鶴議員)

それでは、近隣市町の状況も踏まえ、早急に手を打っていただきたいと思います。

職員の方も、個人の管理に任せているということでしたけど、できるだけ自分の身近に置けるように指導のほうをしていただきたいと思います。

次に行きます。

施設内部のガラスや壁、天井の耐震化はどうなっているか、もう一度お願いします。

**No.157 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。

神谷参事。

**No.158 ○参事(神谷巳代志君)**

本庁舎につきましては、来年度より耐震補強工事を実施してまいります。

工事の内容につきましては、本体構造物の補強はもちろんのこと、庁舎内部の天井など、非構造部材についても同時に耐震化をしていく予定をいたしております。

また、ガラスにつきましても、飛散防止措置を行う計画でございまして、有事の際に来庁者の安全を確保することはもちろんであります。職員の安全やその後の防災拠点としての機能が発揮できるようにしてまいりたいと考えております。

終わります。

**No.159 ○議長(安井 明議員)**

津田教育部長。

**No.160 ○教育部長(津田 潔君)**

小中学校の非構造部材の対策であります。本年度、平成24年度に全小中学校、非構造部材を点検いたしました。

これによりまして、非構造部材の耐震化計画を教育委員会のほうで作成しております。

今後は、公共施設全体、市全体の非構造部材の耐震化計画に、教育委員会もそこに入り、順次耐震化を進めていきたい、そのように考えております。

以上です。

**No.161 ○議長(安井 明議員)**

近藤千鶴議員。

**No.162 ○3番(近藤千鶴議員)**

今回の質問をするに当たり、ある小学校に、ちょっと職員室、昇降口などを見せていただきました。

多々目につくところはあったんですけど、職員室のロッカーの上に段ボールが、職員室に入ってすぐ、そういうロッカーの上に段ボールが乗っている。

それから、先ほど教育部長も言われましたけど、学校の先生の机の下にはケースが入っておりまして、本当に潜るスペースがない。

机の上だけはきれいにはなっているんですけど、コピー機もパソコンとかも固定はされていないという状況でありました。

しかし、一番気になった点が1つありました。

それは、昇降口に一輪車が棚に置いてあるんですね。それは、私が見たところは、2段のもので、1段目に4~5台、それが2段積み上げてあるんですね。それが昇降口の入ってすぐのところにあります。それは移動式なので、固定にはなっておりません。

昇降口の靴箱は、全部L字の金具で固定されてあったり、動かないようにはなっておりましたが、その一輪車の収納してある台は移動式で、案内してくださった先生も、地震があったときにも、生徒が慌てて外に一斉に飛び出して行ったときには、これが倒れる可能性はありますね。危ないと思っているんですけど、ここにしかちょっと置く場所がないという状況なんですというお話でした。周りを見渡しても、「ここに移動されたら」という箇所もやっぱりなかったんですね。

これは、本当に1つの事例だと思うんですね。

日ごろから危ないと思っているところがあっても、改善せずに見過ごされていることがあるんじゃないでしょうか。

庁舎内でも、書類とか小さな箱が机の下の足元に幾つか置かれてあって、本当に慌てて飛び出そうとしたときには、つまずくんじゃないかなというところを何箇所も見かけました。

先ほどの答弁の中に、各課に対して職員での整理整頓、安全確保を努めるように注意喚起を、また文書で行っていただくとありましたが、その後、改善されたかどうか、各課の部長さんたちにも確認していただきたいと思います。

日ごろの整理整頓、安全確保を注意していくことが、職員の命を守ることに繋がると思いますので、本当に「文書を送ったから、まあみんながやってくれるだろう」ではなく、本当に改善されたか、また以前お聞きしましたら、「注意をしたときはしばらくはきれいだけど、また積まれるんだよね」という声も、どうしても場所が少なくてしょうがないという現状もあるのはわかっていますけど、それでも整理整頓を心がけて、安全確保を常に意識していくということが、職員の命を守るということが、本当に市民を守ることに繋がると思いますので、ぜひその点、各課の部長さん、また副市長さん、市長も、各課を回られたときに気づいたときは、「ああここ片づけてね」とか、「これ危ないよ」とか、お互いに注意をし合っていただきたいと思いますので、よろしく願います。

3項目目の再質問に入りたいと思います。

先ほどの答弁の中で、従来からあった自主防災連合会の理事を、12名から27名に増やされるというお話がありましたが、その方たちで新しく会を立ち上げるのでしょうか、ちよっ

とその辺、お聞かせください。

**No.163 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。

神谷参事。

**No.164 ○参事(神谷巳代志君)**

この4月1日より、新しく自主防災連合会組織を立ち上げるものでございます。

そして、この自主防災連合会設置要綱というものを制定いたしまして、4月1日施行をする予定をいたしておりますが、この要綱の中で定めておりますその主な活動といたしまして、幾つかございます。

この新しい連合会では、有事の際の避難所開設や運営支援、また自主防災組織の活動支援、そして市や市域で開催される防災訓練の運営支援、そのほか防災講演会開催など、平時の啓蒙活動などがございます。

そういったものに27区から代表で来ていただきまして、力強い支援をいただきたいと考えております。

終わります。

**No.165 ○議長(安井 明議員)**

近藤千鶴議員。

**No.166 ○3番(近藤千鶴議員)**

その自主防災連合会の理事さんの処遇などはお考えでしょうか。

**No.167 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。

神谷参事。

**No.168 ○参事(神谷巳代志君)**

基本的には、ボランティアで行っていただくということでございます。

そして、理事さんは任期2年で委嘱をさせていただくことを考えております。

そして、その理事の方は、地域のリーダーということで、防災のエキスパートになっていただくような、いろんな支援を市としても考えております。

防災リーダー講習や、災害ボランティアコーディネーター養成講座などの受講をしていただいたり、また将来的には防災士資格取得などにも、市のほうも支援をしてまいりたいと



考えております。

終わります。

No.169 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.170 ○3番(近藤千鶴議員)

次に、災害弱者への支援体制ということで、先ほどの答弁の中で、今、要援護者の対象になる方が1,299名おられるという話でしたが、民生委員さんは数がとても少ないと思うんですけど、1,299名を民生委員さんだけに頼っていくのか。

ある民生委員さんが、「自分の担当している人はこれだけ、もう何十人と見える。要介護の支援のことで話に戻ってはいくんですけども、本当に自分がそれだけの方を見れるか、すごく仕事としてはやりたい思いはあるんですけども、実際にすごく難しい」という民生委員さんの声もお聞きしたことがあるんですけど、それに対して市として何か支援は考えてみえるんでしょうか。

No.171 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.172 ○参事(神谷巳代志君)

この災害時要援護者の方に対する支援は、決して民生児童委員の方たちだけに行っていたかというものではございません。

あくまでもこれは、要援護者の近所の方たちの共助による支援をお願いするものでございます。

そのために現在、この要援護者名簿に登載をしていただきました方たちの個別支援計画というものを作成をいただいております、いざ災害となったときに、どなたが助けるんだとか、それから避難経路はどうするだとか、そこまで誰が連れて行くかとか、そういった個別支援計画を作成していただきまして、いざとなったときに、そういった近所の方たちによる共助で助けていただくというものでございます。

終わります。

No.173 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.174 ○3番(近藤千鶴議員)

今、その整備をされていると思いますけど、その要援護者の支援に対して、いつごろまでにその体制を整えるかとか、目標的なものはあるんでしょうか。

No.175 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.176 ○参事(神谷巳代志君)

これは、できるだけ早く整備したいと考えておりますが、それぞれの個人の方のご協力、それからある程度の個人情報等に絡んでまいりますので、やはり最終的にはご本人の同意等をいただきまして、個人のご協力のもと、できる限り早く整備を進めてまいりたいと考えております。

終わります。

No.177 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.178 ○3番(近藤千鶴議員)

とても難しいことだとは思いますが、要援護者の方の支援は本当に大事なことだと思いますので、大体いつまでにはやっていこうとか、整備を整えようとか、やっぱりある程度のめどをつけて推進に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

そして、先ほどの答弁の中にも、「安心・安全公共コモンズ」ということの話をいただきましたけど、これはすごく最新な取り組みを入れていただいて、本当にすごいなと思ったんですけど、これは総務省が普及、促進を図っているもので、公共情報コモンズは、災害発生時やその復旧、復興に至るさまざまな局面において、住民の安全・安心にかかわる公共情報を発信する自治体と、それを伝える放送事業者、通信事業者を結ぶ共通情報基盤のことなんです。

現在、一部自治体でも運用を既に開始しているところもあります。また準備中のところもありますが、積極的に取り組みを入れていただけるように研究をしてまいりたいということだったので、積極的な研究をよろしくお願ひしたいと思っております。

本当に災害が発生してから、住民の方にとっては必要な情報は時間の経過とともに変化をします。

今まで日本には、阪神・淡路大震災、東日本大震災と、また本当に悲惨な大きな災害が起こっておりますが、それをやっぱり教訓にしなければ私たちはいけないと思うんです。

また、特にこの本市においても、東海・東南海地震など、もう予測をされていることがありますので、いつ来るかわからないけども、今来るかもしれないという、やっぱり危機感を持っていただいて、いつまでにつくたらいいではなく、やっぱり少しでも早く取り組みをしていただきたいと思います。

そして、こういう災害情報とか、また公共施設、小中学校への減災対策については、予算に関しても、いつ来るかわからないし、順番にしかできないと言われればそうなるんですけど、でも、やっぱり最初にも言いましたが、減災対策というものは、本当に今、来ないけどもやっておかなければいけない、被害を最小限に食いとめるためには、こういう手だてをしておくしか、地震に対してはないと思うんですね。

ですので、本当に皆さんの職員の方のやっぱり意識も、もう少し危機を持っていただいて、災害に対して取り組みをお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了します。

#### No.179 ○議長(安井 明議員)

これにて、3番 近藤千鶴議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

#### No.180 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 藤江真理子議員、質問席にて質問願います。

#### No.181 ○6番(藤江真理子議員)

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、大きく2つのことを質問いたします。

最初の1項目目、「広報・広聴」の役割と今後の展開についてお聞きします。

「広報とよあけ」は、昭和 26 年 12 月 21 日、豊明村広報として創刊以来、豊明町広報、そして現在まで 62 年間で 796 号を発行してきました。

これまでの広報紙の変遷を見ていきますと、生活様式や価値観、政治の動きなど、当時の時代背景が読み取れます。

情報を手に入れる手段が多様化している今は、広報紙をじっくり読む人、見出しだけ見る人、全く開かず廃品回収行きにする人、広報紙の存在すら知らない人も中にはいます。

それでも広報紙というのは、豊明市内全世帯の約 92%を超える世帯に行き渡っており、

市民と行政をつないでいるだけでなく、市民と市民をつなぐ1つのツールにもなっています。

本格的な人口減少と少子高齢社会の到来など、これまで経験したことのない時代に、豊明が成熟した住宅都市として輝くには、今のうちに力をつけておく必要があります。

税金でつくられる広報紙には、週刊誌やスポーツ紙のような強烈な見出しや記事があるわけではありませんが、じわじわと後から効いてくる、すなわち市民力を上げるも下げるも、多くの市民が毎月目にする広報紙の力が大きいと思います。

昨年実施した事業仕分けは、従来までのやり方をそもそも論から見直していく1つの手法ではありますが、広報事業が仕分けの対象に上がったものの、残念ながら台風接近のため中止となりました。

広報紙の原点に立ち戻り、いいところは伸ばし、見直すべきところは思い切って変えてみる、今、そんな転換期にあるのではないかと思うのです。

来年度の行政機構図を見ますと、従来の秘書政策課広報係から、秘書広報課広報広聴係に名称が変わります。

広聴、つまり広く聞くが加わることから、市民への情報提供に加えて、市民からの情報収集のさらなる充実が求められているからだと理解しています。

市民の多様化するニーズや、想定外に起こってくるケースに対応していくには、行政だけでは限界があるのは、誰もがご承知のとおりです。

市民や事業者、官民それぞれの強みを生かしながら、公共サービスをつくり上げていく、これは石川市長がいろんな場面で話される新しい公共と理解しておりますが、いや応なしに求められる時代に入っていきわけです。

広報紙を一つの切り口にして、コスト感覚も大事にしながら、行政として広報・広聴の役割と今後の展開について、当局のお考えをお聞きします。

①広報紙をどれぐらいの市民が読んでいるのか把握、分析をしていますか。

#### No.182 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

#### No.183 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

広報紙の視聴率でございますが、正確な視聴率というのは、最近調査をしておりませんのでわかりません。

調査方法が非常に難しかったり、経費の面などがあるということでございます。

しかしながら、本年度第2次情報推進計画を策定するに当たり、どのような形で市民の皆さんが市の情報を得ているのかという、そういう調査を情報システム課のほうで行いま

した。

その結果でいきますと、86.5%の方が、広報で市政の情報については得ているという結果が出ております。

これは、あくまで情報を得ている人の中での広報の占める割合ということでございますので、視聴率とは直接関係ありませんが、広報が大きなウエートを占めているというようなことが言えるということがあると思います。

今後、来年度から総合計画の準備に入っていくわけでございますが、その中の市民アンケートの中にも、こういった広報紙の視聴率、どのような形で、どのようなタイミングで読まれているかということも、ぜひ調査をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### No.184 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

#### No.185 ○6番(藤江真理子議員)

具体的な把握、分析が余りなされていないような感じでした。

総合計画、いろんな中間の見直しだとか、数年に1回調査するその程度では、市民の多様な価値観やニーズというのは、十分に反映されているとは思いません。

後でも述べますけれども、広聴、広く聞くということにも、力を入れていってほしいと思います。

あと、1部当たりのコストでは、ほかの市町に比べて特別高いということではありませんが、いろんな広報の紙質だとかページ数、いろんなカラーのページだとか、そういった現状のままでよいとお考えですか、それとも、いろいろ見直したり検討はされているのでしょうか。

#### No.186 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

#### No.187 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

発行の部数については、ぎりぎりプラス100部ぐらいで、在庫を100部ぐらいにしてということで調整をしております。

毎年、業者さんの入札によって、どんどん今、下がってきているというのが実情でして、非常に印刷業界の競争が激しくなっているのかどうかあれなんです、そういう意味では下がってきております。

あと、ご指摘の、どういった努力をしてというようなことですが、カラーページを減らしたりだとかというようなことは、過去にもやってきておりますが、その辺について、今ご指摘の紙質だとかインクの質だとか、いろいろあると思いますが、その辺については検討していきたいというふうに思います。

以上です。

**No.188 ○議長(安井 明議員)**

藤江真理子議員。

**No.189 ○6番(藤江真理子議員)**

広告の収入についてお尋ねします。

施政方針の中でも、企業のそういった有料広告事業についても触れられていました。

現在の広告収入の効果と、改善策がありましたらお願いします。

**No.190 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

**No.191 ○行政経営部長(伏屋一幸君)**

昨日のご質問でもお答えをいたしました。

現在、約 250 万円の広告収入がございます。

今後は、そういう広告収入だけではなくて、業者さんの名前を入れることや、例えばネオンサインの中に業者さんの宣伝をするといったかわりに、機械を設置をして、市民の皆さんへの案内板にするだとかというようなことも考えておりますし、昨日も申し上げましたが、公用車にマグネット式で業者さんの宣伝を入れて、その分の広告料をいただいたり等々で増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**No.192 ○議長(安井 明議員)**

藤江真理子議員。

**No.193 ○6番(藤江真理子議員)**

では現在、市内に住む外国人の方、2,000人を超えていると思いますけれども、その方たちへの広報は、どのようにされていますでしょうか。

No.194 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.195 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

現在、外国籍の方が2,200～2,300名おいでになるということでございます。

そのうちの約半分の1,000人がブラジルの方、300人ほどがフィリピンの方、あと中国の方、在日韓国・朝鮮の方というふうが続いていきまして、日本語が読めない、話せないという方がブラジル人の方に多いということで、ポルトガル語に広報のエキスというか、例えば健康診断だとか予防接種等の、どうしても知っておいていただきたいような情報、確定申告だとか、そういったものをポルトガル語と英語と中国語に翻訳をいたしまして、市内のコンビニだとか、駅だとか、スーパーだとか、そういうところにご協力をいただきまして、設置をさせていただいております。

これは市民協働課のほうで毎月やっておいていただいておりますが、そういったことで、外国の方ができるだけ利用されるお店とかに置いて、配布をしているということでございます。

以上です。

No.196 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.197 ○6番(藤江真理子議員)

では、視覚障がい者の方に声の広報というのがあるかと思うんですけれども、ボランティアの方をお願いしているかと思いますが、実際、どのぐらいの方が利用されているのか把握されておりますでしょうか。

No.198 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.199 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

視覚障がい者向けに、社会福祉協議会の登録のボランティアでございます草笛の会さんが、毎月、広報を音読をして録音したものを、CDやカセットテープに吹き込んで、6世帯、7人の方に現在、配布をしております。

以上です。

No.200 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.201 ○6番(藤江真理子議員)

わかりました。

では次、②に移ります。

市民記者制度を導入して1年がたつわけですが、これまでどんな変化があり、どのような効果が出ていますでしょうか。

No.202 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.203 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

市民記者は、平成23年8月に要綱を整備して、今ご指摘のように同年の11月から任命して、24年の1月号からやっていたいております。

現在、3名の方に、市民記者としてそれぞれ得意な分野や興味のある分野で、テーマを持って取材をしていただいて記事を提供してもらっております。

私ども行政の職員が紹介すると、手前みそということになりそうな紹介しづらい内容におきましても、市民記者の方の切り口で、角度から見ていただいて、上手に紹介ができるというようなことが、変わってきたところ、メリットであるかなというふうに考えております。

以上です。

No.204 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.205 ○6番(藤江真理子議員)

3名の市民記者の方がいらっしゃいますね。

先日、窓口でお聞きしましたが、その市民記者に応募された方と採用された方、その人数が同じ、つまり、大勢の応募者の中から選抜されたのではなくて、応募者が少なかったということなんですけれども、現在、当局、行政側が考えていらっしゃるその理想の人数だとか体制など、ありましたらお聞かせください。

No.206 ○議長(安井 明議員)



答弁を願います。  
伏屋行政経営部長。

**No.207 ○行政経営部長(伏屋一幸君)**

現在、3名の方にやっただいております。

広報の担当者も3名おまして、広報の担当者といろいろ取材等で打ち合わせをして、それで記事をつくっていくという、そういう作業を共同で行っております。

ということで、余り人数が増えると、なかなか大変になって、当番制にするだとかというようなことを考えていかないといけません、できるだけ多くの方に、多くの視点で、多くの角度で記事を書いていただくということは、非常に重要なことであるというふうに考えておりますので、できるだけ多くの市民記者の方に参加していただけるような方策を考えていきたいというふうに考えております。

**No.208 ○議長(安井 明議員)**

藤江真理子議員。

**No.209 ○6番(藤江真理子議員)**

市民記者の方の任期というか、期間は設けてあるんですか。

**No.210 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。  
伏屋行政経営部長。

**No.211 ○行政経営部長(伏屋一幸君)**

期間はございません。  
以上です。

**No.212 ○議長(安井 明議員)**

藤江真理子議員。

**No.213 ○6番(藤江真理子議員)**

この近隣、10市町ほどちょっと調べてみました中で、そういった、名称はいろいろあるんですけども、市民の方、住民の方が広報に携わっているところの中で、ボランティアではなくて有償で行っているところの状況を少し述べさせていただきます。

日進市には、7名いらっしゃいました。

この方たちは、日進市のホームページ上で配信している「まちの話題」というコーナーがありまして、そのホームページ上の記事の提供、日進市内で開催されるいろんな行事やイベントの写真撮影及び原稿の作成をしているそうです。

で、取材1件につき3,000円。必要に応じて市の広報制作での取材も協力を依頼をしているそうです。

長久手市、こちらは6人いらっしゃいます。こちらは、年1万2,000円を払っているそうです。

こちらは、市民目線の記事を掲載して、より親しみを持ってもらうために、企画、取材、執筆、校正など、記事作成のあらゆる範囲に市民の方が関与していらっしゃいます。

隣の東郷町、こちらは「まちかどリポーター」という名前で5人いらっしゃいます。

こちらは、年間1万円、プラス1記事当たり3,000円を支払っているそうです。

こちらは、題材探し、取材、執筆を行い、原稿と写真を広報担当に提出をします。

で、月1回、記者全員が参加する編集会議を開き、広報担当が割りつけたゲラを使って、みんなで読み合わせをしているそうです。

あともう一つ大府市、こちらにも「まちかど特派員」が6人いらっしゃいます。こちらは、図書券2,000円。

で、輪番制で執筆をしている。あと、執筆された原稿を全員で読んで添削もしているそうです。

豊明市は、無報酬、ボランティアというふうに聞いておりますが、この制度を取り入れる際、有償にするのか無償にするのか、そういった議論はあったのでしょうか。

また、どのような理由で無償と決められたのでしょうか。

#### No.214 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

#### No.215 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

有償、無償という議論は、たしかなかったように思います。

市民の方のそういった市政への参加について促していくという意味で、いろんなところで市民参加していただきたいということで、募集をさせていただいたということで、申しわけないかもしれませんが、無償でということで決めさせていただいております。

以上です。

#### No.216 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.217 ○6番(藤江真理子議員)

では、豊明の市民記者さんは、どこまで具体的に広報紙づくりにかかわっていらっしゃいますか。

No.218 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.219 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

現在、先ほど申し上げたんですが、広報担当者と打ち合わせをして、得意分野だとか、自分が載せたいと思ったようなことを、今、5分の3ページを使って毎月載せさせていただいております。

そのときには、事前に「こういうところに取材に行ってほしい」とか、「行きます」というようなことも打ち合わせをしながら、どういった形で載せるかということは、企画ですので、それはお任せをしております。

そういった形で今、運営をしております。

以上です。

No.220 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.221 ○6番(藤江真理子議員)

市民記者の方と職員の方、個々での打ち合わせは今、あるようですけれども、その3名の方が一堂に集まった編集会議みたいなものというものはないんでしょうか。

せっかく記事を書いてくださっているのであれば、そういった企画の段階でも参加してもらって、いろんなアイデアだとか、情報交換、記者同士の情報交換をする場があってもいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

No.222 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.223 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そうですね、3人一緒に集まってということがなかなか今できませんが、一番最初のころ

には、どういう記事をやっていただくかという、そういうことを打ち合わせをいたしまして、人インタビューだとか、ハローベビーだとか、市民の方々が主役になれるようなことについて企画記事ということをお願いをするという、そういう路線はあるんですが、今おっしゃったような、毎月、例えば編集会議を行ってというようなことは、現在しておりませんので、また検討をしていきたいというふうに思います。

No.224 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.225 ○6番(藤江真理子議員)

ちなみに、実際に市民記者を体験されている方の生の声というのは、聞かれていますか、どのようなものがありますか。

No.226 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.227 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

申しわけありません。私はちょっと直接市民記者の方とお話したことがないものですから、会えば会釈程度ということでやっております。

すみません。その辺の感想については、私は承知をしておりません。

以上です。

No.228 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.229 ○6番(藤江真理子議員)

記者同士が集まる機会を設けて、市民の声ですね、記者の声を参考にしていっていただきたいと思います。

市役所というのは、いろんな幅広く、税金が使われていますので、幅広くいろいろ公平・平等にサービスを提供するのが当たり前で、主な任務ですけれども、いろんなニーズが出てきて、本当に行政だけでは限界があるので、それぞれの強み、いろんな事業者の方や市民の強みを生かしながら、いろんな公共サービスをつくり上げていく必要があるかと思っています。

先ほど、今後の市民記者制度に関しては、いろんな多様な視点を取り入れるために、人

数を増やしていくようなご答弁がありました。が、拡充していく、またそういった、名称はそれぞれですけれども、編集会議のようなものを開いていくということ、もう一度確認をお願いします。

No.230 ○議長(安井 明議員)

答弁をお願いします。  
伏屋行政経営部長。

No.231 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そういったことで、充実をしていきたいというふうに考えております。  
以上です。

No.232 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.233 ○6番(藤江真理子議員)

では、③に移ります。  
行政への市民参画という観点から、広報・広聴はどうあるべきと考えていますでしょうか。

No.234 ○議長(安井 明議員)

答弁をお願いします。  
伏屋行政経営部長。

No.235 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

まず、必要な行政情報をタイムリーに提供して、また反対に、市民の皆さんからも必要な情報をタイムリーに受け取ると、受信するというのが、広報・広聴の一番の使命であると考えております。

それに加えて、市民の方々が参画する上で不可欠なことだというふうに考えております。

市民の参画を行政に進めていくためには、これらのことを推進をしていくということが必要であるかというふうに認識をしております。

以上です。

No.236 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.237 ○6番(藤江真理子議員)

私が考えます市民参画という観点から、もっとたくさんの方が、いろいろこの広報づくりにかかわっていただけるような仕掛けを考えるべきかと思います。

広聴、広く聞くというほうの広聴に関して、いろんなほかの事例を今回調べましたけれども、例えば「広報おおぶ」では、「みんなの声」という専用のはがきが、広報紙の裏表紙の最後のところに、はさみで切って使うはがきが紙面に毎号あります。

で、市民から寄せられた声を数カ月まとめてその紙面で紹介して、紙面の改善に生かしている例もあります。

あと、同じ大府では、いろんな特集やシリーズを組んだときに、その市民の意見や活動を紙面の中でも紹介していたり、あと大府市のホームページ上で広報紙に関するアンケートを実施していたり、あと、情報収集という点で日進市にお尋ねしました。そうしましたら、通常の取材をするときに聞き取りなどを行って、常時アンテナを張っていると。

あとは、広報モニターをつくっているところもありました。長久手市では、年間10人に委嘱しています。

月1回、アンケートをその方にしているらしいんですけども、このメリットをお聞きしましたら、同じ市民から継続的に意見を聞けるというメリットを言われていました。

みよし市の場合、情報収集は、こちらは毎月2回発行していますので、毎月1日号のほうにクイズを掲載し、回答とともに広報紙に対する意見を募集していました。

高浜市も広報モニターを設けておまして、こちらは今、3人登録しているそうです。

こちらは、その登録者の本名の登録はしていないため、本音の意見を聞くことができるというふうに言っていました。

あと安城市、こちらも広報モニター、「eモニター」でパソコンを使ってアンケートをしていたり、いろんな工夫をしているわけです。

でも、あれもこれも取り入れてほしいと言っているのではありません。いろんなやり方を参考にさせていただいて、豊明ではオリジナルに市民記者に企画の段階から参加させていただいて、どうしたらもっと愛読者が増えるのかということ、編集会議を持ったりして市民の力を生かしていくという意味で、ぜひ市民目線をそういう形で入れて改善につなげていってほしいと思います。

そういったことも含めまして、これから求められる広報・広聴を担当する職員の方に求められる職員像というのは、どのように描いていますか。

No.238 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.239 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

やはり、市民の方の知りたい情報をいち早くキャッチして、それを発信していけるような、そういうマインドを持った職員が望ましいというふうに考えております。

以上です。

No.240 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.241 ○6番(藤江真理子議員)

これもいろんな見方、視点があるかと思えます。

これまでは、読む人に過不足なく正確に伝えるという広報の使命もあるかと思えますけれども、これからのまちづくりにつながる広報紙なのかということも、考えていただきたいと思えます。

あと、先ほど記者同士、今、3名みえますけれども、今後、人数が増えていくことになって、職員の方がその市民記者同士のコーディネーター役を、記者同士をつなげる、市民をつなげる、そういう場づくりのお手伝いも求められる役割かなと考えています。

あと、いろんなご意見が出ましたけれども、市長のまちづくりに対する考え方、これも広く市民に知ってもらうことも必要だと私は思っています。

そういった意味で、市長だよりのページというのは、私はあっていいと思っています。

私の知る範囲では、市民からの反応もおおむねよく、市長にも当然、説明責任が伴いますので、マニフェストの進捗状況なども当然、知らせていくべきと思っています。

また、豊明のまちはこういうふうに変わっていくんだよという、こう変えていくというテーマを、順次紹介していく記事もあっていいかと思えます。

ここで1つ、創刊号、昭和26年にこの広報が創刊されましたが、創刊当時の村長さんの言葉が発行号に寄せられていました。少しだけご紹介します。

「村政は、村民各位の要望を入れた村民のための政治であり、秘密のない明るい正しい政治でなければならぬと思っております。したがって、村内の行政は村民によく知らねばならないし、村民は常に村行政に関心を持って知らねばならぬと思えます。秘密のない明るい政治こそ望ましいもので、今回の広報発刊の趣旨もこの意にほかならないのです。」とあります。

現在の市長の市長だよりのというのは、こういった発刊当時の精神を受け継いでいると私は思っていますが、いかがでしょうか。

No.242 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.243 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そういったことで、村政というふうにおっしゃって、現在でいくと市政ですね、市政についていろいろなことをつまびらかに市民の方にお知らせしていく。さらには議員がおっしゃったように、これからやろうとしているようなことだとか、どういうふうに行政を考えていただかかというふうな、我々がリードしていけるようなことも発信がしていければというふうに考えております。

以上です。

No.244 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.245 ○6番(藤江真理子議員)

あと、広報に載せる内容の記事の中で、いろんな決定した議案を掲載するのが常識だというご意見もあります。

私は、少し違った見方をしております。

いろんな計画段階、意思決定段階から、税金を支払う市民、また公共サービスの受け手である市民が、自治の当事者として行政や議会に参加すれば、もっと市民のニーズにかなった、愛着のわく公共サービスを運営していけるのではないかと考えております。

そのためには、大前提として、行政の情報を公開して、市民の皆さんが参加できる機会を積極的に設けていくべきと考えております。

先ほど、きょうの一般質問の中で、県のほうが福祉医療制度を見直すことも、ちょっと触れられておりました。

この前、新聞の記事なんですけれども、こういった医療費、県のほうの医療費無料の見直し方針というのが新聞記事に出ていましたけれども、この中で触れられていたのが、一部分を患者に負担してもらうといった素案をここで出しております。

具体的な数字も、3つの案として書かれております。

これはもちろん、議員も知り、現にこうしてきょうの一般質問の中でも議論が行われていました。

この後、ここに書いてあります首長や医師会などと協議し、4月上旬にも見直し案を決定、その後、パブリックコメントを得た上で新制度を決める。つまり議会に上程して、最終的には議会で議決ということが、流れがよくわかります。

こういった、これは県なんですけれども、豊明市でもいろんな広報、すなわち情報の提供する発信の仕方、タイミングというのは、これもこの県の行われている手法に近いと思いま



す。

いろんな結果だけを知らされると、「ふーん、そうか」ということで終わってしまいます。

その過程もオープンにして、一緒に考える、参画するということで、先ほども申しました、愛着が持てるんじゃないでしょうか。

あと、いろんな行政改革の進んでいる先進のまちを調べていきますと、そういった考え方はもうかなり浸透しております。

なので、生活者である市民にとってうれしい情報も、うれしくない情報も、可能な限りプロセスからお知らせしていく、そういう姿勢を示していくことが、求められているんじゃないかと思うわけであります。

広報・広聴を担当される職員の方、今後の広報・広聴のあり方についての認識を、もう一度再度確認をさせていただきます。

#### No.246 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

#### No.247 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

藤江議員おっしゃるとおり、詳細な情報をタイミングよく市民の方々に聞いていただいて、そしてまたその意見を我々も聴取すると。

聴取するやり方も、紙面だけでやるのではなくて、インターネットも使い、時には、昨年度からもありましたけど、我々駅前では事業仕分けをやりますというチラシを配ったりというようなことで、いろいろフェース・ツー・フェースでやらないといけない部分もあるし、広報でやらないといけない部分もあるし、ホームページでやる部分もあると思います。

そういったものを組み合わせながらやっていくので、先ほど申し上げましたが、こういった情報を最低伝えないといけないというようなことの認識というのは、我々職員というのはやっぱり持ってないといけない。

それに加えて、市民の方に判断していくために詳細なものもつけ加えていくんですが、広報紙というのは当然、紙面に限りがございます、あれもこれもというわけにはなかなかまいりませんので、その辺も精査していきながら、タイムリーに必要な情報、判断いただけるような情報を、市民の方にお渡ししたいというふうに思っております。

以上です。

#### No.248 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.249 ○6番(藤江真理子議員)

では、少し視点を変えて質問します。

広報、マスコミ各社への発信も、昔に比べて大分、新聞紙上で取り上げられるようになったと私は感じておりますが、統計はとっていますでしょうか。

何件マスコミに対して発信をして、何件取り上げられたか、率はわかりますか。

これは総合計画の中の指標の1つにも、この新聞への掲載件数ということで指標に出ておりますが、お願いします。

No.250 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.251 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そういう統計はとっております。

ただ、今ちょっと手元にございませぬので、また機会がありましたらお答えしたいと思います。統計はとっております。

No.252 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.253 ○6番(藤江真理子議員)

マスコミへの対応ということは、小浮副市長の得意分野で、こういったテクニックもあるかと思うんですけども、副市長にお聞きします。

マスコミ対応について、これまでの民間でのご経験と、行政での大きな違い、また豊明市として広報・広聴の分野で心がけていることや工夫している点、また、もっとこうしたらいいなという改善点などがあればお聞かせください。

No.254 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.255 ○副市長(小浮正典君)

これはずっと検討しているところですし、研究もしてもらっているんですけども、記者会見の数が少ないんです。もう圧倒的に少ない。

ある意味、ニュースリリースを出すだけでは記者は書かないんですね。毎日毎日大量に

情報を彼らは取っているのです、その他大勢の1つになってしまうんですね。

記者会見をすると、それはその他大勢から抜け出せるので、市長には大変だと思いますけれども、これからたくさんの方の記者会見をやっていただきたいというふうに思っています。

以上です。

No.256 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.257 ○6番(藤江真理子議員)

わかりました。

時間の都合で、④将来は広報紙づくりを市民による市民のための広報紙、つまりNPOなど市民に委託していく考え方について、見解をお聞かせください。

No.258 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.259 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

市民の方に委託していく考えはないかということでございますが、広報紙の最大の使命は、市政情報の伝達というふうに考えております。

これを堅持するためには、他に全てを委ねていくというのは、ノウハウの損失にもなるというふうに現在、考えております。

現在は、直営でやっていきたいということを考えております。

市の広報紙として情報を発信する以上、特定の市民に偏った情報に集中してはいけませんし、そういったことを避けなくてはなりません。バランスよく構成していくことが大切であると思います。

また、市民から信託されて行政をとり行う市の方針から乖離してはならず、市の方針そのものを伝えていく必要がございます。

したがって、市民の皆さん、NPO等に完全に委託するということは困難であるというふうに考えますが、市民の皆さんの協力を得て、市民記者のような形で得て紙面の刷新を図ったり、中に広場をつくったり、よりよい広報になるように、そういうふうにはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.260 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.261 ○6番(藤江真理子議員)

私の個人的な中では、行く行くはそういった市民に全面委託して、どうしても載せなければならぬ市からの情報は、行政がページを買って載せてもらうぐらいのスタンスがいいのかなとも思っています。

でも、そういった人材の育成だとか発掘を、市民の中から行っていく必要が当然、ありますので、こういった考えがすぐにできるというふうには思っておりません。

で、そういった人材育成や発掘、これからの市民記者に対する期待するもの、拡充していくに当たって、1つこう可能性を秘めているのが、この春スタートする豊明市民大学のひまわりではないかと思っているわけです。

これも私の勝手な提案なんですけれども、元新聞記者であり、広報のプロであった小浮副市長を講師だとかあるいはアドバイザーとして、例えば広報の基本やノウハウ、記事の書き方や、またPTAの広報部向けの講座だったり、あと、これからの市民自治の時代の行政に求められる新しい広報のあり方、これもインターネットやツイッターなども含めた広報のあり方、そういったことを市民とともに学べる講座が開かれれば、1つの売りになり、おもしろいなと思いますが、いかがでしょうか。

No.262 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.263 ○副市長(小浮正典君)

市民大学ひまわりの事務局とは話しているんですけれども、趣旨として、市民による市民のための、市民向けの講座を開いていくということで、最初から特別職公務員である私が講師として入ると、誤解を生むであろうというような話もしています。

今、大体 30 講座ぐらいでスタートする形になっているので、それが例えば 100 講座近くになってきて、ある意味、その他大勢の1つぐらいに自分が入るような状態になれば、参加してもいいのかなというふうに考えています。

あと、そのほか別にそういったことに限らず、いろんな相談があれば、いつでも大丈夫ですし、手伝えることがあれば手伝いますというふうに、いろんな団体にお声かけはさせていただいております。

以上です。

No.264 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.265 ○6番(藤江真理子議員)

民間出身の副市長ということで、その得意分野もいろんなところで生かしていただけたらと思っています。

広報に関していろいろ提案させていただきましたが、何かをやるには、必ずお金、コストもネックになってきます。

この紙面の内容の質を充実させていくためにも、最初に述べましたいろんな紙の質だとか発行回数や部数だとかページ数、あとほかのたよりと一緒にコラボするだとか、あと広告の掲載、あと市のホームページの活用、こういった総合的に考えながら、そこに市民も参画していただくということで、新しい公共を体現していくことができると思います。

あと、本会議の初日に市長が施政方針の中で、地域担当職員制度を試行的に導入していくとおっしゃいました。

これは、職員が地域に出向いて課題を地域とともに解決していくことで、地域自治の確立を図ることが目的となっていました。

私は、これも広聴、広く市民の声を聞くことの1つだなと捉えております。せっかくいい理念でもって職員が市民のためにいろんないい仕事に取り組んでも、それらの動きだとか情報を市民にわかりやすく伝える、タイミングよく情報発信が行われてこそ、初めて市民と情報は共有できますので、タイミングというのも考えていただきたいと思います。

今後、いろんな市民の力を引き出していくような施策、予算書に出てきています市民討議会など、市民が登場する場面や機会が多くなるということは、私はとてもいいことだと思っています。

当然、市民が出る出番が多くなれば、批判も当然多く出てくるでしょうが、それはしめたと考えていただいて、つまり、無関心よりは批判がじゃんじゃん来たほうがましなんだというふうを考えて、どんどんチャレンジして行ってほしいと思います。

では、次の質問に移ります。

学校における体罰についてです。

学校教育の現場やスポーツ界で、指導を名目にした暴力の横行が明るみに出てきています。

暴力は、学校の中で起きると、友だち同士だといじめ、教師からだ体罰になり、家庭からだとしつけと呼ばれ、本質が見えなくなってしまう。

暴力には、身体的なダメージを与えるもの以外に、言葉の暴力や数の暴力などもあり、人権にかかわる問題として見て見ぬふりはできません。

教育環境日本一を目指している豊明市が、学校現場における体罰についてどのような捉え方をし、また対応しているのかをお聞きしたいと思います。

体罰についての考え方をどのように捉えていますでしょうか。

No.266 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.267 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、体罰についてどのように捉えているか、またそれにどのように対処しているかお答えしたいと思います。

まず最初に、体罰であります。体罰は、学校教育法第 11 条には、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」、そのように規定されております。

また、平成 19 年 2 月の文部科学省初等中等教育局長通知、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」、この通知の中でも、改めて体罰の禁止をうたっております。

そして豊明市教育委員会におきましては、この法律、通知に基づきまして、体罰による不適切な指導が行われないよう、各学校に周知しているところでございます。

また、一方でですが、どういう対応をしているかでございますが、一方で、先ほど申し上げました懲戒行為が体罰に当たるかどうか、これは大変難しい判断になります。

文部科学省の通知には、教員等が児童生徒に行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為の行われた場所的、時間的環境、懲戒の対応等、これらの諸条件を総合的に考え、そして個々の事案ごとに判断する必要があるというふうに書かれております。

保護者や児童生徒から学校、あるいは教育委員会に連絡があった場合は、保護者や当該教員から指導の場面の状況を聞き取り、先に述べました諸条件を考慮して判断すべきと、そのような考えでおります。

以上です。

No.268 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.269 ○6番(藤江真理子議員)

では、顔を殴るだとか、そういった暴力は、明らかな体罰で、誰にもわかります。禁止されているのもよくわかります。

先ほど学校教育法第 11 条に出てきました懲戒と体罰の境目、そのグレーゾーンの部分というのは、今のお答えですと、現場の先生たち個々の判断になっているというふうにか

えてよろしいでしょうか。

No.270 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.271 ○教育部長(津田 潔君)

学校の教員の判断といえますか、ちょっとお話し申し上げますと、大阪の体罰の事件がありました。あれ以降、1月の23日に文部科学省より体罰の実態調査という調査依頼がございまして、私ども本市の教育委員会におきましても、教員の聞き取り、自己申告、それからそういう体罰があったかどうか、見かけたかどうか、そのような調査を行いました。

その中で実際、体罰かどうかはわかりませんが、懲戒の範囲かわかりませんが、報告案件が3件ございまして、これは愛知県の教育委員会のほうに報告しております。

それが、先ほど申しましたように、体罰であるかそれとも懲戒の範囲であるか、これは、先ほど申し上げましたように児童生徒の年齢等とか、そこにいくまでの、非常にプロセス、諸条件がございまして。

これは、学校等で教員が判断するというわけではなくて、やはり教育委員会も含めて、体罰であったのか、懲戒の範囲であったのか、その辺は慎重に判断していきたい、そういうふうを考えております。

以上です。

No.272 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.273 ○6番(藤江真理子議員)

体罰に関しては、非常に難しい問題だと思います。

私も別に教育者でも評論家でもありませんので、一保護者として、体罰について豊明市がどういうふうにとらえているのかとか、あと現場の声と教育委員会の声にずれはないのか、そういったことを率直にお聞きしたくて今、質問しております。

アンケート調査を行ったと言われました。自己申告、この3件という数字ですね、何が、懲戒と体罰のそのグレーゾーンというのは、ケース・バイ・ケース、年齢、いろんな背景があるわけですので、この自己申告で上がってきたアンケート調査の3件という数字、まさに、このアンケートに上がってこない部分の一番肝心の、そのグレーゾーンの曖昧な部分こそが重要だと私は思っています。

新聞で大きく取り上げられたその大阪の桜宮高校のことも、報道からですけれども、最

初は体罰の実態はないということで、後になって体罰があったことを認めております。  
こういったことについては、どういうふうに思われますか。

**No.274 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。  
津田教育部長。

**No.275 ○教育部長(津田 潔君)**

今のご質問の中で、県教委のほうには3件、今、報告をしております。  
それ以外でもあるのではないかというお話であります。まず、そういう教職員に体罰を行わなければ教育指導できないというような、体罰による指導という風土をまずなくして、それで今回、豊明市としては、県に3件報告を上げましたが、これが県教委のほうで実際に体罰であったか、懲戒の範囲であったか、その検証が、判断が行われます。  
その事例をもとにして、どういう場合であれば懲戒の範疇であったかという事案を参考にしまして、教職員個々に指導を行って、学校全体として不適切な指導が行われないような、そういう風土をつくっていきたい、そういうふう考えております。  
以上です。

**No.276 ○議長(安井 明議員)**

藤江真理子議員。

**No.277 ○6番(藤江真理子議員)**

この体罰についてのアンケート調査、先生を対象に行われたんですけれども、これを保護者や児童生徒にもアンケートが必要だと思ったんですけれども、されてないですね。  
これは必要だと思います。先生の一方向的な声だけでは、なかなか見えてこない部分も多いかと思います。  
いじめの問題もそうなんですけれども、そういった報告が教育委員会までに上がってくるかというのは、全て現場のその校長先生の判断になるんでしょうか。  
なぜ、こんなことを聞くかと申しますと、いろんな大きな問題というのは、教育委員会に、表に上がってくると思うんですけれども、小さなものというのは、親が問題にしない限りわからないのが実態だと思うんですけれども、どうお考えになりますか。

**No.278 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。  
津田教育部長。



**No.279 ○教育部長(津田 潔君)**

体罰による不適切な指導があるかどうかというのは、体罰が日常的に行われているというふうには教育委員会では考えておりませんので、定期的に調査とか聞き取りというのをやっておりません。

ただし、教育相談の電話がございまして、こちらのほうに、全家庭にこういう教育相談の電話開設を周知しておるところであります。

今回の事例でも、3件の中には電話相談で1件あり、また、そのような教員からの自己申告でない場合も、発見する手だて、電話相談等も考えております。

そのような形をとるようなことにして、広く情報を収集していきたい、そういうふうを考えております。

以上です。

**No.280 ○議長(安井 明議員)**

藤江真理子議員。

**No.281 ○6番(藤江真理子議員)**

では、保護者から直接、教育委員会のほうへの相談というのは、何件ありますでしょうか。

**No.282 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。

津田教育部長。

**No.283 ○教育部長(津田 潔君)**

今回、1件ございました。

以上です。

**No.284 ○議長(安井 明議員)**

藤江真理子議員。

**No.285 ○6番(藤江真理子議員)**

それは、学校側は承知してきて上がってきているものなのか、学校を飛び越えて教育委員会のほうに上がってきているものでしょうか。

No.286 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.287 ○教育部長(津田 潔君)

それは、教育委員会のほうに直接、お電話をいただいた案件でございます。

以上です。

No.288 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.289 ○6番(藤江真理子議員)

あと、いろんな学校、数ありますけれども、教育委員会は、その各学校へ来ている相談件数というのは把握していますか。

ここ数年のその相談件数の推移がわかれば、お願いします。

No.290 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.291 ○教育部長(津田 潔君)

申しわけございません。その辺の各学校がどれだけ把握しているかというのは、私が今現在、ちょっと知り置きしておりませんので、ちょっとお答えできません。申しわけありません。

以上です。

No.292 ○議長(安井 明議員)

藤江議員に申し上げます。

残り時間4分少々です。

藤江真理子議員。

No.293 ○6番(藤江真理子議員)

学校とその校長先生の判断で、上に上がってくるもの、上がってこないものが、あるかと思うんですけれども、私が心配するのは、深刻な問題は今、起きていないのかということ、声を上げられなくて困っている児童生徒はいないですね。

No.294 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。  
津田教育部長。

No.295 ○教育部長(津田 潔君)

私も指導室の隣におりまして、指導室を見ておる関係で、そのようなことはないというふうに今は認識しております。  
以上です。

No.296 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.297 ○6番(藤江真理子議員)

あと、現場で指導の方法に悩んでいる先生もいらっしゃるかと思うんですけれども、そういった先生の相談する体制というのはあるでしょうか。

No.298 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。  
津田教育部長。

No.299 ○教育部長(津田 潔君)

教員が相談する機会というのは、設けております。  
これは、少しご紹介いたしますが、教員が現場で1人で抱え込んでいる、相談できる体制ではありますが、学校生活におけるさまざまな場面での指導方法について、職員会議、学年会議、生徒指導部会、教科部会などの指導場面ごとに、情報交換できる仕組みをつくっております。  
また、初任者に対しては、マンツーマンで指導教員が配置されており、相談に乗っております。  
また、愛知県の総合教育センター、こちらのほうでも、校外研修で年間 300 時間以上研修を行っておりますので、教員との交流、情報交換を通じて、1人で悩まないように行っているところでございます。  
以上です。

No.300 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.301 ○6番(藤江真理子議員)

今、先生の相談のことをお聞きしました。それがきちっと機能されていれば問題ないと思います。

これも聞いた話で、学級崩壊の場合なんですけれども、その先生がこの周りの先生や保護者から、その先生の力量や指導力のなさを指摘されると、自分の評価に響くので、なかなかほかの先生にも相談しづらい、悩みをさらけ出せなくて抱え込んでしまうというような話も聞いたことがありましたので、相談体制機能があって、それをきちんと発揮されているということ、きちんと機能を発揮させていただきたいと思います。

いろんな情報が上から、文科省、県、市と現場においていく方向はあるんですけれども、現場の先生の声、生の声をすくい上げるためにも、例えば教育委員さんが学校に向向いて、現場の先生とのそういう話し合いの中に参加して、先生を評価するためではなくて、現場の先生の声をすくい上げるということも提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

No.302 ○議長(安井 明議員)

簡潔に答弁を願います。

津田教育部長。

No.303 ○教育部長(津田 潔君)

教育委員会も毎月、定例教育委員会ということで市役所で行っておりますが、現場に向向いて行って、教育委員の方に現場を見ていただくということも大切だというふうに考えております。

以上です。

No.304 ○議長(安井 明議員)

藤江真理子議員。

No.305 ○6番(藤江真理子議員)

なので、現場に訪問していらっしゃるの私も承知しております。

現場の先生の声すくい上げて、それを、小さなことでも把握することが、グレーゾーンのことでも把握しやすいですし、相談しやすい雰囲気づくりというのも切にお願いしていただいて、一般質問を終わりたいと思います。

No.306 ○議長(安井 明議員)

これにて、6番 藤江真理子議員の一般質問を終わります。  
ここで、10 分間休憩といたします。

午後3時21分休憩

午後3時31分再開

No.307 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。  
5番 近藤恵子議員、質問席にて質問願います。

No.308 ○5番(近藤恵子議員)

では、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。  
まず、第1項目目です。  
現在の豊明市の私立高校の授業料の補助金のあり方について確認させていただきます。  
市長の方針もあり、今、豊明市の私立高校への補助金は県下でも手厚いものとなっております。  
しかし、その内容を見てみると、授業料の補助というよりは、助成金という性格が大変強く出ていると思います。  
そのことについて順番に聞いていきますので、まず現在の状況等、他市町と比べてどんな状態かということをご回答ください。

No.309 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。  
津田教育部長。

No.310 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、授業料の助成について、本市の現状をちょっとご紹介いたします。  
公立高校の授業料が無料化になりました。それに伴いまして、私立、私学においても就学支援金が支給されるようになりました。  
これによって保護者の負担は軽減されましたが、依然として公立、私立の学費の負担格差、これが生じております。  
県からは、授業料助成として最大 39 万 1,200 円、本市からは最大5万円を支給しております。公私の格差の是正を図っておるところでございます。

ちなみに、本年度、24年度は授業料補助、367名に対しまして1,136万円の支給を行っております。

以上です。

**No.311 ○議長(安井 明議員)**

近藤恵子議員。

**No.312 ○5番(近藤恵子議員)**

豊明市は5万ということで、この額は大変他市町に比べても高いと思うんですけれども、この5万円、他市町がなぜ5万という状況、数字が出せないのか、豊明市がなぜそういった金額が提示できるのか、その辺について理由があれば教えてください。

**No.313 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。

津田教育部長。

**No.314 ○教育部長(津田 潔君)**

5万円の根拠といいますが、2万円から、保護者の所得に応じて2万円から5万円を支出しておるわけで、5万円の支出根拠は、市民税所得割額が非課税、または0円の方になっております。

先ほど申し上げましたように、授業料のほかに、私学におきましては施設整備費、それから教育充実費、これは高等学校によって名称が多少変わりますが、そのような授業料のほかに、一緒に支払いが求められる費用がございます。

そういうものも授業料に加味して最大5万円の助成を行い、平成24年度から今の要綱で実施しているところであります。

以上です。

**No.315 ○議長(安井 明議員)**

近藤恵子議員。

**No.316 ○5番(近藤恵子議員)**

今、県とか国のほうの補助との関係のことで話がありましたけれども、今現状、愛知県は4段階に分けています。

豊明市もそれに準じて、大体所得に応じて授業料補助の額は決めていると思うんですけれども、愛知県で言う甲、乙校に約年収350未満程度という人たちは、ほぼ満額を県及び

国からもうもらっているわけですね。

それにプラス、豊明市が5万、4万というお金をプラスアルファで支給しているわけですが、例えば豊明の次に金額が多いのが岩倉市だったと思うんですけども、岩倉市も2万円台の授業料の補助を出していますが、そのところで岩倉市は、県や国の補助が授業料の範囲内を超えた場合は支給しないということになっています。

豊明市においても、要綱においてはその文言があります。「保護者の負担が額を超える場合は支給しない」というような文言がありますけれども、豊明の場合、例えば今、施設の費用とかというのを、私立高校の年間で見ると3,000円とかというところもあるんですよ。

そうすると年間3万6,000円、もしか、その人が5万円のところに該当していたら、保護者の負担は3万6,000円で済んでいるのに、5万円を支払っているということになるんですけども、ここにある上限を定めているこの項目については、その手続どおりに豊明市は今やっているのでしょうか。

#### No.317 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

#### No.318 ○教育部長(津田 潔君)

先ほど申しましたように、367名の方に支給しております。

他市町のとら要綱を見ますと、学校に支払いの証明書をつけるような形で申請されるというふうのところがございますが、本市の場合は、学校からの証明書の義務づけはしておりません。個々に申請は確認しておりません。

しかしながら、高校の授業料、それから先ほど申しました施設整備費、教育充実費、これをお支払いしている金額を高校別ごとに見ますと、先ほど申しました39万1,200円に、最大、本市が5万円上乗せ支給した場合でも、授業料等で過払いといひますか、過剰に払っているということの実態がないことは把握しております。

以上です。

#### No.319 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

#### No.320 ○5番(近藤恵子議員)

実態はそうであっても、お金を払う基準となる要綱なんで、それに上限を定めてちゃんと確認をとるように要綱にあるにもかかわらず、それはないからいいと。

仮に今言っただいたいに、1カ月3,000円で3万6,000円だという書類が、もし学校に確認し

て出てくることがあったとしたら、やはりそれはチェックしてなくては、確かにほかにもいろいろ費用はかかるのはわかるんですけども、他市町では授業料だけという限定がしてある。豊明市の場合は、要綱において「同等とみなすことができる納付金」という言葉が入っている、そのところで、そういった上乗せ部分があるというふうになっていると思うんですけども、この同等とみなす納付金というものが、なぜ豊明の中には入ったのか。他市町には入っていないけれども、その辺の経緯については何かありますか。

No.321 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.322 ○教育部長(津田 潔君)

やはりそこは、先ほど申しましたように授業料の補助だけではなく、公立、私学の学費の格差是正を図るために上乗せ基準、最高5万円というのを決定したわけです。

議員がおっしゃられるように、よその市町では、そういう支払いの証明等をつけるような形をしている自治体がございますので、この辺は一度要綱のほうを検討させていただきたい、そのように考えております。

以上です。

No.323 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.324 ○5番(近藤恵子議員)

その上限を見るときに問題になるのが、ここの前にある「その他実質的に授業料と同等とみなすことができる納付金」という、この言葉なんですね。

その言葉をどう解釈するかが、もし学校に確認書をとったら、これは一体どこまで入るのか、その辺のところは、市のほうはお金を払うんですからね、ちゃんとしたこの部分だというものがないと困ると思うんですけども、例えば施設設備費を入れると言います。

でも、ある学校は施設整備費があっても、こちらに空調費とか入っているときありますよね。そういう学校によって、授業料ならはっきりしていますけれども、その他の納付金というのは、もう学校のほうが決めるので、その辺のきちんとどこまでというのはできるんでしょうか。

No.325 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。



津田教育部長。

No.326 ○教育部長(津田 潔君)

学校ごとに授業料が幾らで、施設整備費が幾ら、教育充実費が幾らというふうに書いてありますが、その中身ですね、施設整備費についてはどういうものが入って、内訳が幾らかというのは、やはりその高校、高校で違うというふうに認識しております。

今全体で、施設整備費、年間例えば5万円とか6万円、教育実習費、充実費、それについても5万、6万、そういう全体の枠で捉えております。

先ほども申しましたように、県から、国の就学援助費を含めて、県から高校授業料の助成が、金額が出されるわけですが、そういう金額も変わることは十分に考えられますし、また高校の授業料も変更されるということがございますので、この辺の金額については、今年スタートしたばかりであります、少し様子を見て、注意深く様子を見ていきたい、そういうふう考えております。

No.327 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.328 ○5番(近藤恵子議員)

ここに、豊明市に、ほかのまちになくて豊明市にあるこの授業料、「その他実質的に授業料と同等とみなすことができる納付金」、この言葉は文科省が県に使う文書の中で使った言葉なんですね。

リーマンショックの、それこそそのときに、今学校に通っている子が、親が急に職業がなくなったときに学校に通えないと、授業料の補助だけではだめだと、その他納付金も見てあげないと、その子は学校を続けられないから、そのときの高校生就学支援基金、その基金を使うときにこの言葉を使った言葉なんですよ。

県は、この言葉を受けてやった施策というのは、授業料の補助、これは授業料というのをはっきりした枠ですのでね、補助。

そしてもう一つ、奨学金という枠を設けて、このその他実質的に授業料と同等とみなすことができる納付金というのは、奨学金という対象でやったわけですよ。

その言葉が今、公立高校の授業料が無料になって、今度それにあわせて私立高校も無料になる。

同じ就学支援という言葉になっているんですけども、リーマンショックのときの「シュウガク」というのは、ちょっとややこしいんですけども、修学旅行の「修学」で、学校を卒業するための修学支援なんですね。

今この私立高校に対する補助というのは、同じ「シュウガク」でも、就職の「就」、学校につくための支援金という、そういう言葉がちゃんと使い分けられていて、そのもとに学校の

授業料の無償化は授業料だけだという枠を一応文科省が出しているものですから、そのところを豊明市が自分だけが拡大解釈してやっているというのは、それはそれでちゃんと要綱に書いてあるんですから、要綱どおりというか、言葉だけで言えばね。

ただ、実際上限を定めるとか、そういうことはしてないと思うんです。実際には要綱に沿った手続きがとられていないと思うんですけれども、やはりほかの市町でも、授業料の補助は授業料と、1つ枠をちゃんと持っています。

そして、奨学金という枠で別に持っているまちがあると思うんですけれども、その辺については何か調べられてありますか。

#### No.329 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

#### No.330 ○教育部長(津田 潔君)

おっしゃるとおり、他市町ではやはり高校の授業料補助と、それから奨学金制度、これをセットにしまして、やはり学生生徒の就学援助に取り組んでいる、そういう自治体も幾つかあるのを承知しております。

以上です。

#### No.331 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

#### No.332 ○5番(近藤恵子議員)

ここで何で心配するかというと、豊明市の今、市ではというか、教育委員会からちょっとあれですけども、奨学金制度についても今、検討中であるということが書かれていますよね。

そうすると、今よそのまちでは、その他納付金に関する部分は、奨学金で今既に対応しているところもある。

でも今、授業料でもうそこが入って、その他納付金の部分が、豊明はもう授業料でやっているのに、さらに奨学金というところで足すと、もうダブルになっていってしまって、いくような感じがするんですよ。

それで、1つ確認したいんですけれども、今、検討されている奨学金というのは、どんなものを考えてみえるんですか。

#### No.333 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。  
津田教育部長。

**No.334 ○教育部長(津田 潔君)**

現在、奨学金制度は検討中であります。

具体的にはまだ固まっておりませんが、経済的な理由によって就学が困難な学生に対して、給付型と、それから後で返済の必要な貸し付け型、そういうような奨学金制度がありまして、本市の場合は給付型、返さなくてもいい、簡単に言えばそういうふうですが、そういう制度の導入を今、検討しているところでございます。

以上です。

**No.335 ○議長(安井 明議員)**

近藤恵子議員。

**No.336 ○5番(近藤恵子議員)**

給付型であるとする、今、授業料より枠を超えている部分も給付型、そしてまたそれにプラスして奨学金も給付型ということになると、やはり豊明はどこで線を引いているかというのが、大変わかりにくくなると思います。

これを見たときに、要綱とか見たときに、やっぱりちょっとその他、ここが入っている分、「その他実質的に授業料と同等とみなすことができる納付金」という言葉が入っているということが、やはり見た瞬間にうんとかって思うんですね。

そのこのところの解釈を、この要綱をつくるときにどういうふうを考えてつくったかというところに、やっぱりなってくると思うんです。

今、今後、奨学金をまた給付型で考えてあるというなら、やはり今あったこの上限だけではなくて、可能なら、この5万、4万、3万、2万というその部分もあわせて奨学金のほうに移行するとか、例えば授業料は上限を決めて奨学金を別にちゃんとやるとか、そういった方向で見直すというような方向性はないんでしょうか。

**No.337 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。  
津田教育部長。

**No.338 ○教育部長(津田 潔君)**

これも先ほど奨学金制度は検討中というふうにお答えいたしました。

その中で、授業料の現在の制度、その辺も一度、再検討する必要があるかというふう

認識しております。

以上です。

No.339 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.340 ○5番(近藤恵子議員)

そうですね、ぜひこのところは、要綱とかそういったものが、人から見たときにやはりすぐわかるようなきちんとしたものであってほしいと思います。

恐らく、最初に私学の助成を増やそうという思いから要綱をつくり、それがこういうふうに膨れたというのは十分承知していますけれども、本来何のために払うお金なのか、授業料なら授業料、奨学金なら奨学金という考え方を持ってやっていただけるとよかったなと思いますので、ぜひ、この次検討されるときは、その辺の線引きをしっかりとやっていただきたいと思います。お願いします。

それから、次に施政方針に関して質問いたします。

市長の施政方針の中に、「新しい経済」という言葉がありました。

表紙のほうに「新しい経済」という言葉があったんですけども、中のほうを見ると、やはりそれほど去年と変わらないような感じで、どこの経済、何を求めている新しい経済なのか、ちょっとわかりませんので、その辺について説明していただけますでしょうか。

No.341 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.342 ○経済建設部長(横山孝三君)

「新しい経済」の意味についてご説明申し上げます。

行政は、まちづくりや福祉、教育など全ての社会活動に及ぶものであり、経済もその1つでございますが、その経済に新しい公共という考え方を落とし込み、市民の手になる地域経済発展のための取り組みを新しい経済と位置づけました。

総務省では、地域で生み出され得る食料やエネルギー、あるいは歴史的文化遺産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みをつくり上げていくことによって、地域の活性化、再生を図り、地域から人材、資金、資源が流出する中央集権型の社会構造から、地域の自給力と創富力を高める地域主権社会への転換を実現しようとする緑の分権改革事業を進めております。

このわかりやすい例といたしましては、市民共同出資による太陽光発電所の設置、B級

ご当地グルメを活用した地域おこし、地域文化の伝承等による地域おこしなどがございます。

新しい経済とは、こういった考えと、今まで提唱してきた新しい公共を融合させたもので、資源が地域で循環する社会の構築と、地域の資源を活用した地域おこしによる地域経済の活性化を、市民や民間の力で実現していただくというのですが、経済はもとより、あらゆる施策を考えていくときに、地域経済の発展という発想を持って、新たな公共を進めていくための呼びかけ、スローガンでもございます。

以上でございます。

No.343 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.344 ○5番(近藤恵子議員)

ちょっと早くて全部がメモをとれないし、あれだったんですけど、つまりは今この豊明にある資源、人の力でも、お金でも、資源というものを、このまちの中で循環をしていくような社会をつくろうというふうに理解してよろしいんですか。

No.345 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.346 ○経済建設部長(横山孝三君)

そのとおりでございます。

No.347 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.348 ○5番(近藤恵子議員)

わかりました。

そうすると、特に経済とあったので、産業振興とかそういうところかと思ったんですけども、これはもっと広いまちづくりというふうに理解すればいいんですね。

少し確認をとりたいんですけども、そういう産業振興とか、そういうことにちょっと私は質問の重点があったんで、確認をとりたいんですけども、市長、昨日からの中で、まちづくりの中で、一度だけ「企業誘致」という言葉が、市長の口から出たんですけども、それ以外は、今までの答弁の中にはそういう言葉が一度も出なかったです。

新しいまちづくり、北部、南部の開発というのは、これは住宅地を開発するという意識でいらっしゃるのですか。

それとも、産業か何かを呼びたいという、どちの気持ちで北部、南部の開発は向かおうとしているのでしょうか、ちょっとその辺もお答えください。

**No.349 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。

横山経済建設部長。

**No.350 ○経済建設部長(横山孝三君)**

北部、南部地区にとどまらず、市内各地域の開発事業の可能性を探り、土地利用計画を策定していくものであります。

現在の総合計画の後期計画では、新しい工業団地の整備は計画しておりませんが、商工会から提言をいただいております新たな工業集積地の整備に関しましても、企業のほうの需要があるか、あるとすれば、こういったものをお求めなのかということも含めまして、調査研究していく予定でございます。

以上でございます。

**No.351 ○議長(安井 明議員)**

近藤恵子議員。

**No.352 ○5番(近藤恵子議員)**

ということは、今すぐにはそういう企業誘致とか、まだこれから調査研究ですので、そういう具体的な施策は今ないというふうに理解していいんですかね、ちょっと。

**No.353 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。

横山経済建設部長。

**No.354 ○経済建設部長(横山孝三君)**

先だっの議会でもご答弁申し上げましたけれども、現在、豊明市としては都市計画法34条第12号区域の指定を行った区域におきまして、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の規定に基づいた集積業種と、指定いたしました業種企業の支援に努めているところでございます。

終わります。

No.355 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.356 ○5番(近藤恵子議員)

そうすると例えば、今まで2回質問させてもらいましたけれども、愛知県の新あいち創造産業立地の補助金とかそういったものは、多分この後1～2年で尽きてしまうと思うんですけれども、そういったものにはもう手を上げる予定はないというふうに理解していいんですかね、そのところを確認とらせてください。

No.357 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.358 ○経済建設部長(横山孝三君)

新あいちの創造産業立地補助金のAタイプのことだと思います。

この制度は、長年にわたり、地域経済と雇用を支える中小企業の流出を防止するのに有効な支援制度というふうに承知しておりますけれども、多額な財政支出と補助に対するリスクを勘案して、本制度の県との連携は断念して、かわりに市内商工業の活性化を図るために、市内商工業者のご意見、要望を取り入れた別の支援策を検討していく予定でございます。

終わります。

No.359 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.360 ○5番(近藤恵子議員)

わかりました。

では、豊明は企業誘致は断念、断念という言葉はちょっと強過ぎますけれども、当分するつもりはない、そのために施策を考えるつもりはないというふうに理解します。

間違いないと思いますけれども、今そういう返事だった。

今、市内商工業者のために施策をとということでしたけれども、その辺については、先回の質問のときには、とりたてて今何かということはないんですけども、今後もないんですか。今後はそれは具体的に今進んでいるんでしょうか、すみません。

No.361 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.362 ○経済建設部長(横山孝三君)

議員のご指摘をいただいております、我々も支援策を強化していくという方針を持っておりまして、商工会さんを通じまして、商工会のご要望をさらにお聞きすることのほかに、商工会を通じまして市内商工業者の皆様に対して、他市における支援制度をご紹介するとともに、市に対してもどんな支援策がお望みなのかということでアンケートをとって、それから政策立案をさせていただきたいと考えております。

No.363 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.364 ○5番(近藤恵子議員)

今ちょっと他市における政策というのは、他市町で今、実際にやっているこういうものがあるけれども、豊明市ではどうかというアンケートをとるという意味で理解していいんですか。

今の「他市」という言葉のところがちょっとわからなかったのです。

No.365 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.366 ○経済建設部長(横山孝三君)

はい、そのとおりでございます。

No.367 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.368 ○5番(近藤恵子議員)

じゃ、それは具体的には、アンケートはいつして、いつごろそれを施策に反映させるとかいうタイムスケジュール的なものはもうできているんですか。

No.369 ○議長(安井 明議員)



答弁を願います。  
横山経済建設部長。

No.370 ○経済建設部長(横山孝三君)

タイムテーブルといいますのは、平成 25 年度においてのことでございます。  
終わります。

No.371 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.372 ○5番(近藤恵子議員)

では、平成 25 年度中には、中小企業に対する施策、助成とかそういったものが示されるというふうに理解していいわけですね。

No.373 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。  
横山経済建設部長。

No.374 ○経済建設部長(横山孝三君)

具体的な施策をどのように打つかということにつきましては、一応市役所内での手続、または財政当局とのやりとり、また市長のご判断をいただかなきゃなりませんので、25 年度に新しい施策が出るかということにつきましては、確約できませんけれども、なるべく努力させていただきたいと考えております。

No.375 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.376 ○5番(近藤恵子議員)

わかりました。では、期待します。

やはり他市町よりも全然、助成とか少ないのでやっていただきたいと思います。

企業誘致のほうは諦める、その新あいちの助成金は諦めるということでしたけれども、今、愛知県内で、この間もちょっと見せましたけれども、豊明だけ、豊明だけということはないんですけど、豊明みたいにクリックできないところがあって、みんな他市町はクリックできて、たとえそれが実際に来るか来ないかにしたとしても、やはりPRの一環ということには必ずなると思うので、ちょっとその道が閉ざされてしまうのかなというのは、すごい残念な

思いがします。

企業誘致に関しては、その新あいちの施策以外については、それは諦めたということでちょっとさっき断定をしてしまったんで、もう一度だけ確認をとりたいんですけども、ほかの施策、今は市内の中小企業のほうに対する助成はありましたけれども、外から引っ張ってくるというほかの施策については、今考えはあるんですか。

No.377 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.378 ○経済建設部長(横山孝三君)

現在のところ豊明市では、先ほどの都計法の 34 条の 12 号区域ですね、その区域に対する進出企業に対して積極的に支援していくということでございます。

終わります。

No.379 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.380 ○5番(近藤恵子議員)

その積極的な支援というのは、具体的には何でしょう。

ただ、ここは農地だけど、工場にできるというのは今の現状だと思うんですけども、その積極的な支援というのは、実際には何をされているんですかね。

No.381 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.382 ○経済建設部長(横山孝三君)

調整区域でございますので、その辺の開発の支援ですね、県との調整とかそこら辺について、市役所としても支援していくということでございます。

No.383 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.384 ○5番(近藤恵子議員)

じゃ、それは手続上の支援をするということであって、何か助成とかそういうことではないというふうに考えればいいんですかね、今の回答は。

No.385 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.386 ○経済建設部長(横山孝三君)

現在のところはそういうことでございます。

No.387 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.388 ○5番(近藤恵子議員)

わかりました。

今、新しい経済ということとその前に聞いて、まちづくり全体であると。このまちに呼んでお金が循環する社会をつくるということになったという答弁があったんですけども、実際、昨日もきょうも何度も言われていますけれども、豊明から500人の、二十歳から60歳の方が500人減ったのかな、その理由とかそういったものは、やはり分析とかしないと、このまちでどういうふうに、そういう社会をつくっていくかということにはならないと思うんですけども、その方々は今度の市民税でそうなるということは、もう既に移動された方々になっていると思うんですけども、なぜ、どんな人が、例えば世帯ごと行ったのかとか、例えば家族で若い人だけが出たとか、その辺については、分析とか何か調査とかはされたんですかね、なぜ豊明からそれだけの人が減っていくかということ。

No.389 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.390 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

過去には、市民課の窓口で転入出の方々にアンケート用紙をお配りして、どうして豊明に来られたのか、どうして出ていくのか、会社の事情なのか何なのかというようなことをとったことはありますが、それは随分前でございまして、最近はやっておりません。

したがって、今の議員がおっしゃられた、その500人減ったという、その辺の原因については、今後の分析ということになってくるかと思えます。

以上です。

No.391 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.392 ○5番(近藤恵子議員)

そうですね、ぜひこの分析はしていかないと、今後の豊明のまちづくり、今言った新しい経済をつくるとかと言いながらも、人が出ていく理由、その辺が把握できないと、やっぱりその将来像がなかなかつくれないと思うんですよ。

この平成 24 年度において 500 人減った、家族があれば、その層の前も後もあるかと思うんですけれども、もし、この 500 人ということをやっぱり大変だと思う思いがあるなら、やっぱり次、来年がどうなるか、その辺について過去において調査されたことがあるというなら、来年度からもまず、そういったことは積極的に、市はまちづくりのためにしていかなきゃいけないかと思うんですけれども、その辺についての考えは何かありますでしょうか。

No.393 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.394 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そういう必要はあろうかと思しますので、また具体的にどこのポジションでやるのかということも含めて、考えていきたいというように考えております。

No.395 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.396 ○5番(近藤恵子議員)

ぜひ、お願いします。

それで、今まちづくりがこの豊明の中で循環するということだったんですけれども、ちょっと今からは少し私の感想になるんですけれども、やはり人口7万というまちにあって、やはりこのまちである程度の方ができなきゃ、やっぱり人は住まないですよ。

別に、大きな企業がいいというわけではないんですけれども、やはりホームセンターもない、それから服を買おうと思ってもこのまちで大きなものもないとか、そういう状況が今ある中で、割と人が出ていくのは、やっぱりそれは仕方がないかなと思うんですよ。

今、外からの力は、企業誘致もそういったものもないというところだったんですけれども、

もしこの中でそういったものを、まちの魅力をつくっていくというならば、やはりそういう、このまちの力をもう少しやっていくような施策が、この施政方針の中にもう少し具体的になっていないと、「新しい経済」とぽんと言葉だけあったとしても、これを読んだときに、まちづくりがどうなるかが見えてこないんですけれども、今そういう 500 人の人がこのまちから出て行ってしまふ、その中であつて、さらにその 500 人を出て行かないようにして、さらに人をこのまちに残す、引き込むための施策、そういったものについては、いつごろどのように考えていきたいという、ある程度の方向性とかはあるんでしょうか。

No.397 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.398 ○市長(石川英明君)

今、いろいろご指摘をいただきました。

特に私自身は、基礎自治体というのは、やはり今1つのキーワードが「自立」ということだと思うんですね。

だから、先ほども市民大学ひまわりの自立であつたり、福祉の自立であつたり、エネルギーの自立であつたり、さらにいけば経済の自立ということが望まれてくるというふう考えるわけです。

当面、そのことを具体的に一つひとつ、ひもといていかななくてはならないのかなというふうに思っています。

ただし、やはり今までそうした総体的な考えをもとに、これからのまちのビジョンを描くということは、やはり最終的には総計になるのではないかな、第5次の総計だろうと。

そのために今どういう手順を踏んで、それには職員の皆さんのやはりビジョンを描く、きょうもご指摘をいただきました、具体的なビジョンを職員の人も持っていたかなくてはならないし、もちろん首長もです、議員の方たちもです。

さらに加えるなら、市民の皆さんもこのまちをどうした方向に持っていくかということ、やはり共通認識に立って、具体的な方向性を、その素地をまずはつくっていくという段階かなと思っています。

そのために具体的な施策の今は取り組みを、第一歩を踏み出すということで、少しずつではありますが、今回の施政方針には盛り込んできたつもりであります。

以上であります。

No.399 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.400 ○5番(近藤恵子議員)

では、本当に今言ったみたいに人口流出がもう始まっているということで、ぜひ市の職員の皆さん挙げてこのまちをどうするか、もちろん私たち議員も、市民もですけども、そういった場を増やすとか、そういった施策を進めていただきたいと思います。

今後のこのまちをどうしていくかというあり方の1つとして、今、次の質問に移りますけれども、公共施設の更新問題というのがあります。

豊明市は今、ちょうど昨日付の締め切りで、各担当部署に今の豊明の施設がどうなっているかとかいう調査をされたと思いますけれども、まだきちんとは出ていないと思いますけれども、豊明市の今の公共施設の状況とかいうのは、他市町と比べてたりとか、その辺については何か見解がありましたら教えてください。

No.401 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.402 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

まず、概略の考え方を申し上げたいと思います。

公共施設の問題につきましては、全国的な課題になっておるところであります。

本市におきましても、公共施設に関して適切な対応を行っていくということが必要と考えております。

そのために、本市において現在、計画をつくるべく調査をしておるところでございます。

この公共施設計画は、公共施設に対する市としての基本的な考え方、各施設のデータ、修繕費のシミュレーションの結果を明らかにするというところで、長寿命化の検討をやっていくという、そういうきっかけとか内容になってくるわけです。

ご指摘のとおり、長寿命化に加えて、本市の身の丈に合った資産規模というか、先ほど人口が流出するという、そういうお話もございましたが、6万8千人の都市で、どの程度の保有資産があれば身の丈なのか、しかも、今後どのようなものから優先順位をつけて直していくのか、やめていくのかということを考えていけないと思います。

それをやるには、修繕費のシミュレーションをやったり、投資可能額を積算することというのが非常に大事だと。

さらには、人口の動態がどうなっていくのかということも大事だということを考えております。

さらに、公会計制度によって、自治体間の資産規模の把握が可能になっておることか

ら、これらのデータをもとに、さらに身の丈に合った資産規模を精査していくということが、大事かなというふうに思っております。

次年度より新設いたします、企画課に経営管理係というのを創設いたしますが、本領域について包括的に検討を実施していくという、そんなようなことを考えております。

以上です。

#### No.403 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

#### No.404 ○5番(近藤恵子議員)

今、「身の丈に合った」という言葉があって、私もそのことを今回言いたいと思って、この一般質問をしたんですけれども、今回、今、市が各部署に出している調査というのは、ストックだけですよね。

この施設が何年に建てられて、それは何をつくるかという、もう初めから長寿命化をすることを前提に、このときに工事、いつ建てられたから、このときに長寿命化をするために、この工事にかかるという、その観点だけであって、それを初め、公共施設のことが出てきたときには、その観点だったんですけれども、今もうどんどん他市町の研究が進んでいて、長寿命化をするとひ孫の代が大変になると。ひ孫の代に対して責任を負えないという観念で、逆に秦野市なんかが進例として、自分のまちは例えば何年後にどれだけの資産なら、どれだけの公共施設なら維持管理できるか、それを今どんどん、その観点から最終的に40年後、50年後を見据えて、そのときに人口がこうなっているな、それならこれだけの施設しか管理できないだろうということの研究を始めています。

少しだけグラフをつくったんですけれども、そちらから見ていただけるとわかるかどうか分かりませんが、見ていただくんですけれども、今、豊明市の人口予想が出ているのが平成47年までですので、47年の生産力人口、15歳から65歳、実際生産人口といっても、本当は税金を納めるのは今の時代、もう20歳を超えているとは思ってますけれども、過去において比較するのが15歳から65歳なので、申しわけありませんけれども、それで比較しました。

そうすると、平成47年というのは、昭和60年と同じぐらいなんですね。そのときに公共施設がどれだけあったかという、豊明市内に約13万4,000平方メートル、平米ありました。それが、この平成23年度には16万6,000平米、約2割増えているんですね。

この平成47年には、じゃ生産力人口は減っているけれども、65歳以上がどうなっているかという、生産力人口と65歳の比率は、昭和60年は1対10、つまり1人の65歳以上の人を10人で見ていたんですけれども、平成47年は1対2、1人の65歳以上の人を2人の15歳から65歳までの人で見なきゃいけない時代が来るんですよ。

これが今出されている、国保のためにとった将来予想図なんですけれども、こういったものか

ら考えると、ここの昭和 60 年代にあった公共施設の量、数と、今ここにある上に増えているもの、ここのところを一体どうやって負担していくかという、この発想から始まっているんですね。

例えば道は増えています。道路も、市道も、例えば今回も認定で出ていますけれども、どんどん増えています。下水も増えていきます。でも、そういったものはもう減らすことはできないんですよ。

もう道を、また後から市道認定を消すなんてことは恐らくできない、開発が進んでいるときはますますできないと思うし、そういう中であって、扶助費もこの人口比でいけば増えていきますよね。

本当に職員の皆さんには申しわけないとも思うんですけども、削るのは本当に人件費とか、そういうところにきてしまうというのが現状で、その中で公共施設を、今言ったみたいに、どれだけ 40 年後にこのまちが維持できるかというのを計算しているところがあるんですけども、この辺のギャップについて、もし何か見解があれば、豊明市では今後この辺のところをどうやって考えていくのかというのがあれば、ぜひお答えください。

#### No.405 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

#### No.406 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

大変難しい問題で、人口も減少するしという、それと生産年齢人口層が高齢者層を負担していく人数が、分母となる人数が減っていくということでございます。非常に難しい問題です。

先ほどから横山部長も答弁しておりましたが、まず基本的に人口を増やす施策も必要です。

北部や南部、非常に調整区域が多くてハードルが高い。ただ、挑戦はしていくということで、今回も機構改革でそういった部署もつくりましたし、任期付職員ということで採用もいたします。

そういったことで取り組んでいくのと同時に、やはりまだ研究段階ですが、他市町でもそうなんですけれども、コンパクトシティという、そういった観点も必要ではないでしょうか。まだ研究段階です。

市街地の中央の部分にいろいろな施設を集めて、そこにたくさん住んでいただければ、遠くまで行かなくてもいい、インフラも少なくとも済むというようなことであります。

まだ具体的に手法というか、考えておりませんが、そういったことも視野に入れながら、両面に対応していくことが必要ではないかというふうに考えております。



No.407 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.408 ○5番(近藤恵子議員)

今、本当に大変難しい問題だということですがけれども、今この問題に、実際に計算上の数字をして取り組んでいる事例が増えているんですよ。

その考え方は何かというと、今後かかる費用ですね、ここの費用の部分、維持管理のためのコストを計算するんです。今ある豊明市の施設、その施設をそれぞれ40年間維持管理していくためにかかるコストを計算する。

そして、もう投資的経費はありませんので、その維持管理のコストの中から投資的経費を引くんです。例えば長寿命にかかる費用を引く。

そうすると、実際あと維持管理にどれだけ、40年間使えるか、現在の数字でやるんですがけれども、そういうのをもとにして計算をすると、それをきちんと計算するためには、行政内部の数字的なデータが要るんですがけれども、それを簡単に計算しているところがあるんですね。

そこがいろいろ調べて近似値の表でつくと、豊明市は40年後に35%の公共施設を減らさないとやっていけないという結論が出ています。これはホームページにも秦野市のところに紹介されていると思いますし、地方自治体公民連携研究財団というところもやっています。

この考え方をもとに、今、愛知県でも豊橋市も取り組んでいますし、西尾市もやっています。

そして、この秦野市の担当課の人はすごい、いろいろスケジュールを見ると、ほとんどどっかに出張に行っているか、視察を受け入れているという状況なんですけれども、この愛知県内でも名古屋大学にも来たことがありますし、先日も江南市にも来ている。

それで、みんないろいろこの計算の40年後にどれだけ持っていただけるか、その考え方を持って、公共施設をどういうふうに関後、維持していくかという逆の計算でいくという方法があるんですよ。

今言ったみたいに、豊明市の状況からいって35%減らさないといけない。それはちょっと概算なので、本当に内部の資料をしっかりとって、投資的経費が幾らかとか、その辺の試算でもってやっていただかなきゃいけないんですけども、これは現在の人口の状況と現在ある施設の面積、それから人口の密集度から簡単に計算しただけであるんですけども、ぜひ豊明市もそういった考えでやっていく方向に変わってほしいですね。

なぜ今ここで言うかということ、先回の今やっているアンケートが結局ストックだけなんですよ。

この新しい考え方、今いろんなまちで進んでいるのは、コストでいくんですね。維持管理できるコストを計算して、例えば1つの施設、その施設を1利用当たり幾らか、1人当たり幾

らのコストがかかるか、1つの面積当たり幾らかかるか、そういったコストを計算して、この施設を維持管理していくためには幾らかかるか、その積み重ねと投資的経費、例えば耐震をしなければいけない、そのところを引いてやるという、明らかによくわかるようなシステムなので、その辺をぜひ一度考えて、豊明市もコストのほうでやってほしいんですけども、こないだというか、昨日までやられたアンケートには、そのコストがなかったんですね。

そのことをちょっと残念に思っているんですけども、そういったコストの考えで、今後、公共施設をやっていくという考えについてはどのように思うか、ちょっと教えてください。

**No.409 ○議長(安井 明議員)**

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

**No.410 ○行政経営部長(伏屋一幸君)**

ただいま政策部門でやっているアンケートについては、まず現状把握ということでやっておりまして、昨日の山盛議員のときにもお答えさせていただきましたが、総資産額で714億円あるということが、やっとわかったというようなことで、それが今後40年間でどういうふうになっていくのかという、まあそういうシミュレーションをしないとけない。

まずは現状把握、その後に今、議員がおっしゃるように金額がはじき出されて、今ある投資的な金額の合計と、その必要な合計に当然ギャップが生まれてきます。

そうなったときに、優先順位をつけなくてはなりませんので、そのときに今おっしゃられた維持管理コストの順番でいったり、例えば市民の方々の安全・安心の施設であれば優先したりだとか、いろんなまた角度で、そのときに順位づけをつけないといけないと思いますので、そういったことでやっていきたいというふうに思っております。

**No.411 ○議長(安井 明議員)**

近藤恵子議員。

**No.412 ○5番(近藤恵子議員)**

そうですね、今この時期にこのことを市が始めているというところで、今後コストということもあるかと思うんですけども、例えばこの秦野市の場合は、とりあえずまず、ここはもうちょっと少なかったんですね。うちは35%ぐらいになっているけれども、31%だったと思うんですけども、そのために何をするかという基本的な方針として、今ある箱物はもうこれ以上つくらない。

でも、例えば学校施設とか教育施設は必要です。そういったものをつくるときは、同等の床面積の公共施設を使わないようにするという方針を立てている。

それは先進事例が立てていて、大体この例に倣ったところはそういった方針、もちろん

やっているんですよ。市町村合併なんかしているところだと、五十何パーセント減らさなきゃやっていけないというような試算が出ちゃうんですね、同じような施設が市内にたくさんあるということで。

今この時期に言うというのは、ちょうど豊明が今、その事例にひよっとしたらはまるかなという1つ、思いがあるんです。

というのは、中央小学校が建ちますよね。今まではプレハブだったから床面積に入っていないと思うんですけども、借りているもので。今後床面積に入るじゃないですか。

そういつて今、公共施設が増えていく。その中で、逆に将来を見越して使わないものも一緒に考えていかなきゃいけない、そのタイミングにちょうど入るのかなというような気がするんですよ。

ぜひ、その辺のところを、コストを、のんびりしないですぐにも、再調査でもしてもらいたいぐらいなんですよ。

でないと、もう先進事例がコストという感覚にいつているときに、今ストックだけで調査するというのは、私にはちょっと遅れているのかな、他市町の調査研究が足りなかったのかなというような気がするんですね。

その意味において、ぜひそのところをコストでやって、早く事例を出して、今後の公共施設のあり方、ただやってやってというんじゃなくて、ぜひこの方向でやってもらいたいということが1つ。

そして、もう一つなぜ今かということ、今度総合計画、先ほどもありましたけれども、新しく作り直すということでした。

やはり総合計画が今あって、それぞれ下に計画がありますよね。都市マスとか、総合計画の下になると思うんですけども、公共施設をどうするかという視点がないと、例えば計画で建物をつくるかというような、属するような計画が出てきてしまうと、整合性がなくなっちゃうんですね。

今進んでいるまちは、総合計画の下に公共施設がどれだけできるか、要するに自分のまちに合った身の丈はどれだけかというのを次に置いて、その下に各計画を立てるといふ、そういうふうに進んでいるんですよ。

例えば、京都市が出している計画なんかは、もう京都は人口流出を防ぐのが目的だと、明らかにそういうのを「ぼん」と出した上で総合計画を立てているんですね。

例えば目標値を立てる、今あるのから上に行きたいという目標値を立てているのではなくて、いま現状から想像できる、想像というか、推測できる将来図をちゃんと見据えて、そこに合わせたものをやる。そしてもし、景気とかが好転したならば、そのときはその上に行くようにするという、そういう総合計画の考え方になっているんです。

それは、やはりこういう公共施設があと今後、例えば40年後にどれだけ、長いスパンになりますけれども、やっていけるかと。建物はそんな短いのでできないので、その観点においてやっているというところがあるもんですから、今この次に総合計画を立てていくという、

この時期において質問したんですけれども、そういった考えを総合計画の中に、今言った公共施設の更新計画、再配置計画などというのを組み入れるという考えについては、どのような見解をお持ちですか。

No.413 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.414 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

財政計画を考える上でも必要でありますので、取り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.415 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.416 ○5番(近藤恵子議員)

ぜひ進めていただきたくて、本当に身近に西尾市さんとか、いい事例があるんです。遠くまで行かなくてもいいし、今そういう進んでいるところを研究してもらって、豊明の今後、高浜市も白書は出しているんですけれども、計画は出していないんですね。

その辺も計画まで出すところ、つまり計画まで出すというのは、もうかなり勇気が要ることです。例えばあるまちで50%以上の計画を出したところは、やはり「今皆さんが使っている公民館も将来にはなくなりますよ」というようなことを言わなきゃいけないというのが1つあって、なかなか進まないというところもあるんですけれども、自分たちの子ども、孫の世代に負担を残さないというところで勇気を持って始めているものですから、そういったことも箱物で、やっぱり学校は減らさない、この庁舎も減らさないという、もう減らすものはだんだん、だんだんそうになっていく。

で、そこにおいて、今言ったみたいにコストの中に投資的経費も含めてあると、次に建て直すときに、例えば先日テレビでもあったんですけれども、学校を建て直す時期が来ると。そこに地域の人が集まる、今まで別々につくっていたコミュニティーセンターと一緒に計画するというのもあったりしました。そういったことにも方向性が来ると思います。

もう一つ、私がそのときに思ったことが1つあって、それだけは確認をとっておきたいんですけれども、そこは豊明市内で言う地域のコミュニティーの場所、それは恐らく調べてはいないんですけれども、市の施設になっているから小学校と一緒にできたんですよね。

でも、豊明の場合、各地域が持っている集会所とか会館とかというのは、あれは市の財産には含まれていないんですよね、ちょっと確認するんですけれども。

No.417 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.418 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

地縁の組織になっておりますので、市のものではありません。

No.419 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.420 ○5番(近藤恵子議員)

そうですね。それでもそこが建て直す、修理するというと、市は90%の、多分90%だったと思うんですけども、財政負担をすることになっているわけじゃないですか。

そうすると、やはりそういったものも、今、資産になくても一緒に考えて、例えばその地域がつくり直すときに、小学校をつくり直すときに一緒に考えてやっていくとか、そういった発想も1つ持っていないと、豊明の場合、別々に存在しているので、所有者が。

ほかのまちは学校をつくり直すときに、地域の人が集まる場所、例えば調理室を1つつくって、授業でも使うし、地域の人を使うという、そういうような発想をしているんですけども、豊明の場合、このままでいくと、そういったようなのがちょっと難しいかなというのを、そのニュースを見たときに思ったんですね。

すごくいいことだけど、豊明では無理かなというのがちょっと残念だったので、今後コストとかストックとか、公共施設を考えていく中において、各地域の持っているそういった集会所なり、会館なり、その辺もちょっと大変ですけども、今後どういうふうに取り扱っていくのか、市の財産の中で、どういうふうに考えていくのかということも、取り入れていってもらいたいと思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えになりますか。

No.421 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.422 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

あれもこれもになってきますと、非常に財政的にもかかるということで、そういうことでいきますと、集会場の建設補助金が今90%の補助という、その率もどうしていくのかとかいうこともあわせて考えていかないと、それが取り入れられる規模なのかどうかということも、ま

だ今のところわかりませんので、ここでどうこうするというご返事はできませんが、そういったことも含めて考えていくのが総合計画ですので、先ほど申し上げた財政計画も立てないといけないし、長寿命化にかかるコストも幾らくらい必要なんだろうということも含めた中で計画を立てていくということでございますので、よろしくお願ひいたします。

No.423 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員に申し上げます。

残り時間4分少々です。

近藤恵子議員。

No.424 ○5番(近藤恵子議員)

ありがとうございます。

公共施設、長寿命化、長寿命化という言葉が豊明では多いんですけども、今は「再配置」という言葉を使うところが多くなっています。

今ある公共施設をどのように配置していくか、それは建物を保存するのではなくて、今言ったみたいにたくさんの方が利用している施設、そういったものをどうやってうまく活用して少ない費用で更新していくか。

そのことにかかっている、今ちょっと学校の例を挙げたんですけども、テレビでやっていたのも、これから地域の集会所と学校をつくる。

そして今、秦野市がやっているのは、やはり秦野市も地域が建て直すとき、そこは市の施設なんで、ちょっと地域という言葉が合うかどうかわからないんですけども、今までどこのまちも調理室を持っていたと。それは地域の高齢者の方に食事を提供するために、使うのは週に2回か3回だけど、どこのまちも調理室が要ったと。だけど、学校の調理室も今、家庭科の調理実習はそれほどあるわけではないと。

そのところで、教育現場とそういう市の当局と、やっぱりちょっと考えがあってなかなか難しいんですけども、もうできるだけ学校の施設、少ない施設を取り合わなきゃいけないというのが現状なので、やっていこうという方向性ももう既に始まっています。建物だけではなく、今あるだけでも学校とうまく折り合っていく。

豊明の場合でいうと、まだ教室を分けてやっているんですけども、本当に将来には、施設そのもの、今言ったみたいに調理室、技術室、それを市民に開放しなきゃいけないような時代が恐らく来るんですよ。

こう恐らく来るという言い方をするのも、そういうほうに進んでいるまちがあるので、特別教室なんかは、もう市民に開放しなきゃいけないような方向性でないとやっていけないようなものも出ていますので、そういったところ。

いっぱいこの質問の中で言ったんですけども、今やっていること、今やっているストックだけの調査ではなくて、それをもう少し早めて、コストから考えて将来できるか、そして第5

次の総合計画に間に合うようにのせて、財政計画を立てて、大変だと思うんですけども、ちょうど今そういう節目のタイミングに来ていると思うので、ぜひ今後も続けていっていただきたいと思います。

ちょっと最後は自分の意見を言うだけになりましたけれども、豊明の将来像、そしてその中で新しい経済を回していくためにもぜひお願いして、私の一般質問を終わります。

#### No.425 ○議長(安井 明議員)

これにて、5番 近藤恵子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は、3月4日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後4時30分散会

